

請負事業に係る労働安全

近畿中国森林管理局

国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況

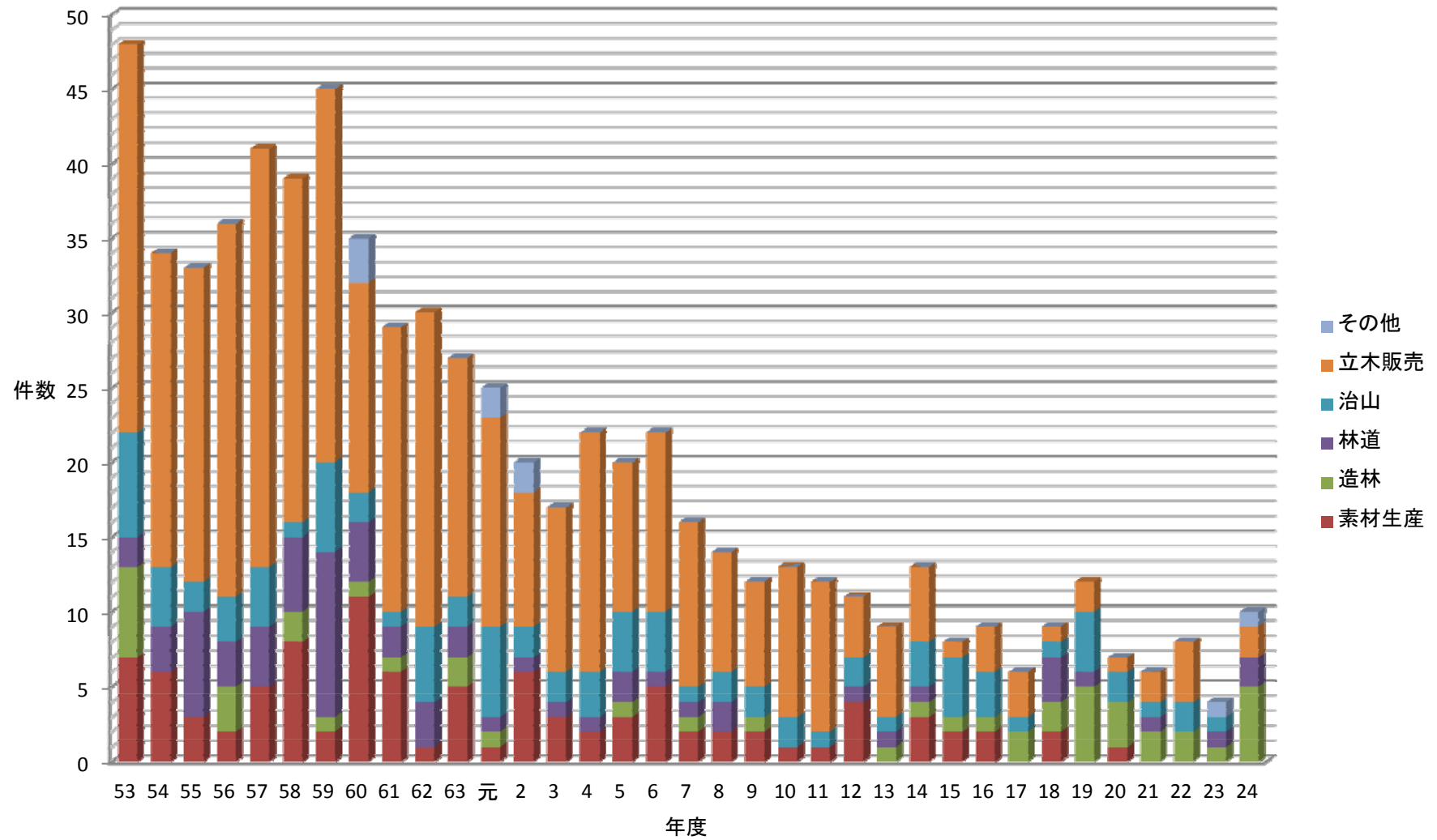
平成25年9月1日現在

年度 事業別	昭和											平成								
	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9
素材生産	7	6	3	2	5	8	2	11	6	1	5	1	6	3	2	3	5	2	2	2
造林	6	0	0	3	0	2	1	1	1	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	1
林道	2	3	7	3	4	5	11	4	2	3	2	1	1	1	1	2	1	1	2	0
治山	7	4	2	3	4	1	6	2	1	5	2	6	2	2	3	4	4	1	2	2
立木販売	26	21	21	25	28	23	25	14	19	21	16	14	9	11	16	10	12	11	8	7
その他	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
計	48	34	33	36	41	39	45	35	29	30	27	25	20	17	22	20	22	16	14	12

年度 事業別	平成															計	25
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
素材生産	1	1	4	0	3	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	98	0
造林	0	0	0	1	1	1	1	2	2	5	3	2	2	1	5	46	1
林道	0	0	1	1	1	0	0	0	3	1	0	1	0	1	2	67	
治山	2	1	2	1	3	4	3	1	1	4	2	1	3	2	0	93	
立木販売	10	10	4	6	5	1	3	3	1	2	1	2	4	0	2	391	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	
計	13	12	11	9	13	8	9	6	9	12	7	6	9	5	10	704	1

※ 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等を含む

国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 (昭和53年～平成24年)



国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 【過去10年間における重大災害(平成15年～平成24年)】

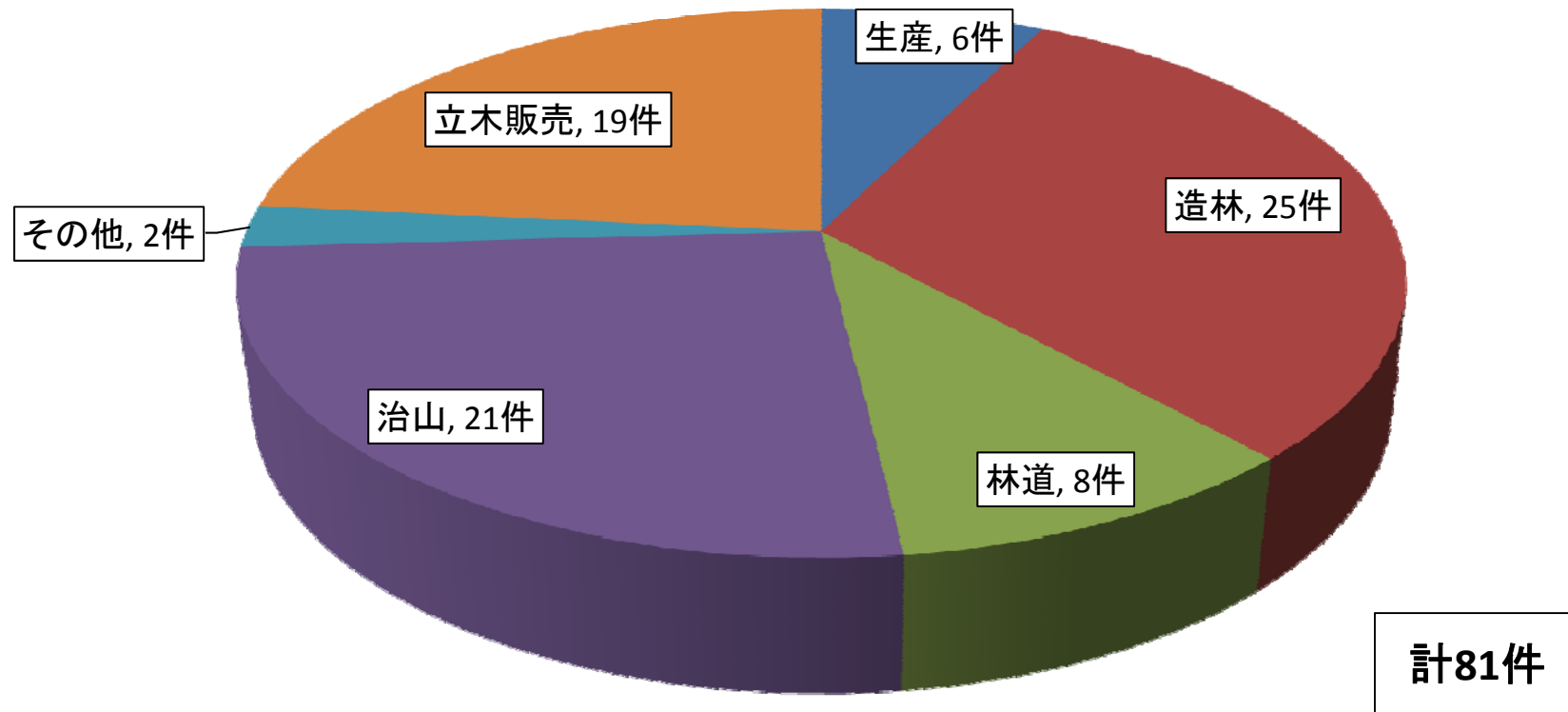
○事業別発生件数

事業年度	生産	造林	林道	治山	その他	立木販売	計
平成15	1	2	0	4	0	1	8
16	2	1	0	3	0	3	9
17	0	2	0	1	0	3	6
18	1	2	3	1	0	1	9
19	0	5	1	4	0	2	12
20	0	3	0	2	0	1	7
21	0	2	1	1	0	2	6
22	0	2	0	3	0	4	9
23	0	1	1	2	1	0	5
24	0	5	2	0	1	2	10
計	6	25	8	21	2	19	81

- ※ 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。
- ※ その他は官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。
- ※ 治山事業は保安林改良事業(除伐)1件を含む

国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 【過去10年間における重大災害(平成15年～平成24年)】

○事業別発生件数



国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 【過去10年間における重大災害(平成15年～平成24年)】

○事故の型別発生件数

事業別		事故の型											合計
		墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	下敷き	交通事故 (その他)	その他	
造林 素材 生産	生産	1		1			3	1					6
	造林	5					13	1		5	1		25
	その他	1								1			2
	立木販売	4					12	3					19
	計	11	0	1	0	0	28	5	0	6	1	0	52
治山 土木	林道	4					2	1			1		8
	治山	14		1	1	1			1	2		1	21
	計	18	0	1	1	1	2	1	1	2	1	1	29
合計		29	0	2	1	1	30	6	1	8	2	1	81

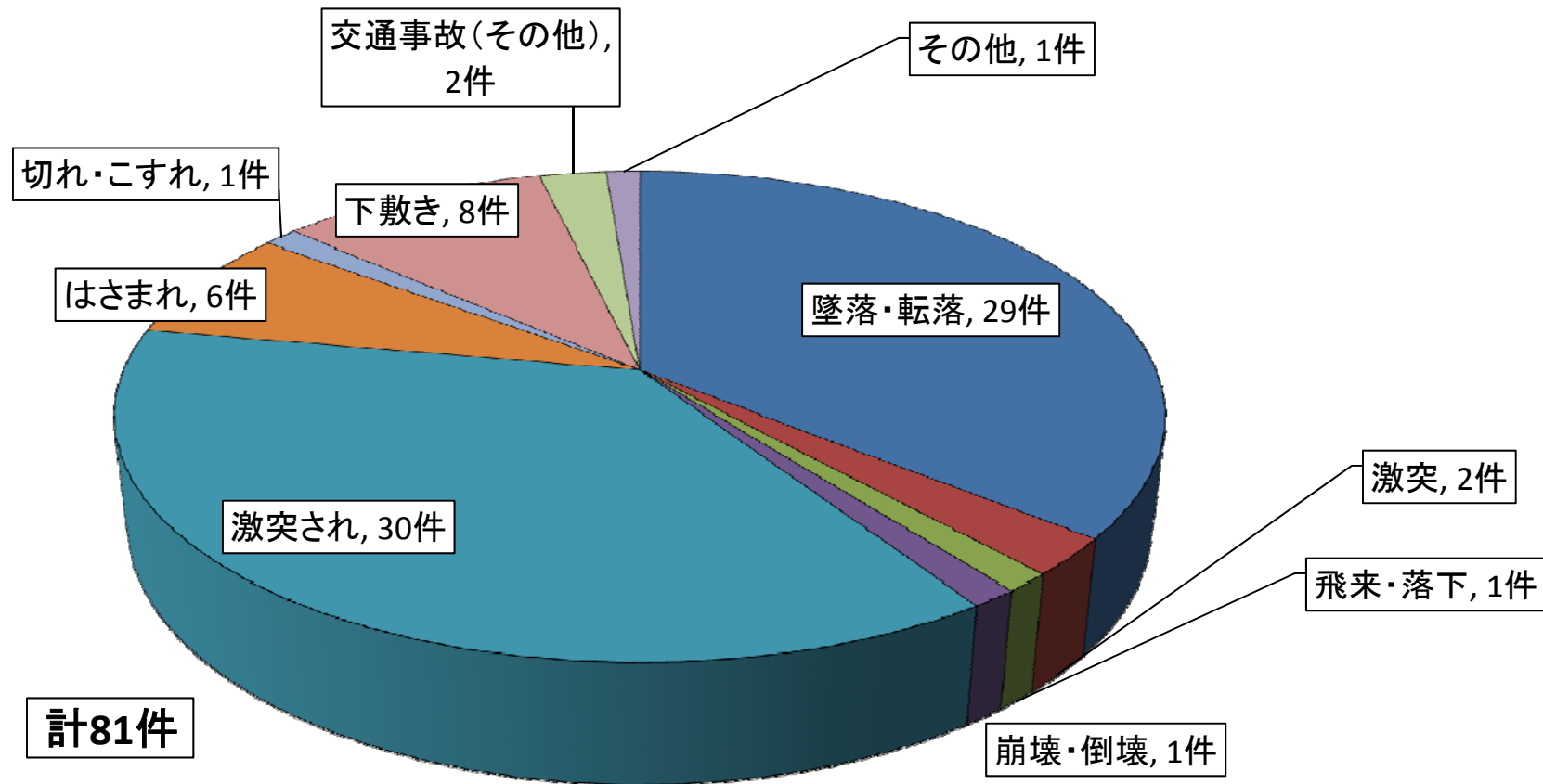
※ 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※ その他は官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。

※ 治山事業は保安林改良事業(除伐)1件を含む

国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 【過去10年間における重大災害(平成15年～平成24年)】

○事故の型別発生件数



請負事業等における重大災害の発生状況(概要)

(造林・生産・立木販売)

平成22年度	6件<1件>	
平成23年度	2件<2件>	
平成24年度	8件<1件>	
平成25年度	1件	【H25.9.1現在】

※ < >は労働安全衛生法上の労働災害に該当しない災害
で外書

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
22-1	九州	宮崎	立木 販売	間伐	H22.4.8	男	63	伐木造材

【災害の概要】

当日、被災者は、一人で伐木造材作業に従事していた。

被災者が、スギAを下方に向け倒そうとしたところ、伐倒方向が狂い右下方のスギB(二又木)に**かかり木**となったため上方に移動し、スギCを浴びせ倒して処理しようとした。しかし、スギCの右下方のスギ立木①及び左下方のスギ立木②の梢端部とスギCの梢端部が重なり合い**かかり木**となった。

被災者は、スギCのかかり木状態がすぐに外れることはない判断し、先にかかり木となっていたスギAの処理を行うため、スギB(二又木)に移動し、二又の片方を切り落としてかかり木処理を行った後、スギAの造材作業中に、上方の**スギCが何らかの原因でかかり木状態から外れ、被災者を直撃**し被災したものと推測される。

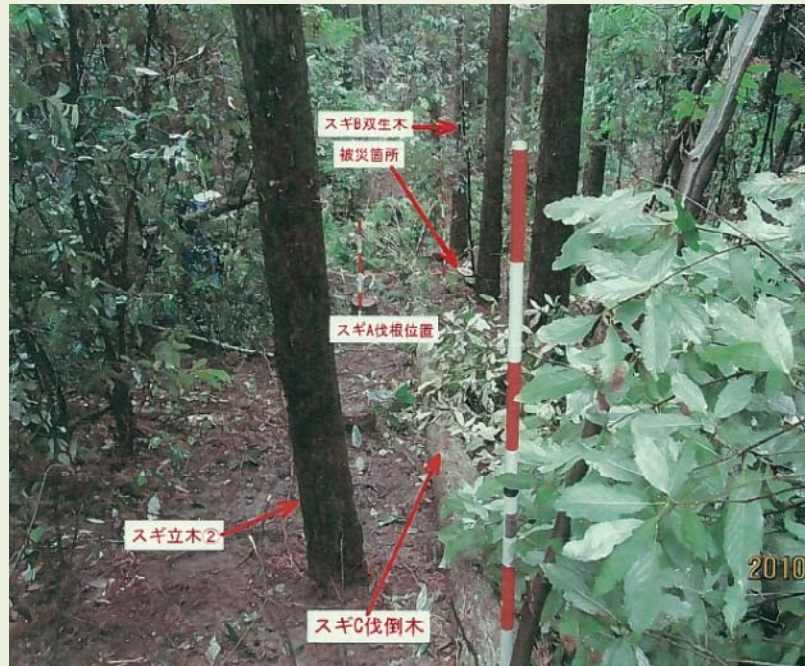
なお、被災者の発見に当たっては、19時10分頃、家族から被災者が帰ってこない旨の連絡を受けた森林組合職員が家族と共に作業現地に向かい、20時15分頃、警察署員と合流し捜索したところ、20時30分頃、スギCの下敷きになっている被災者を発見した。

【災害の原因・留意事項】

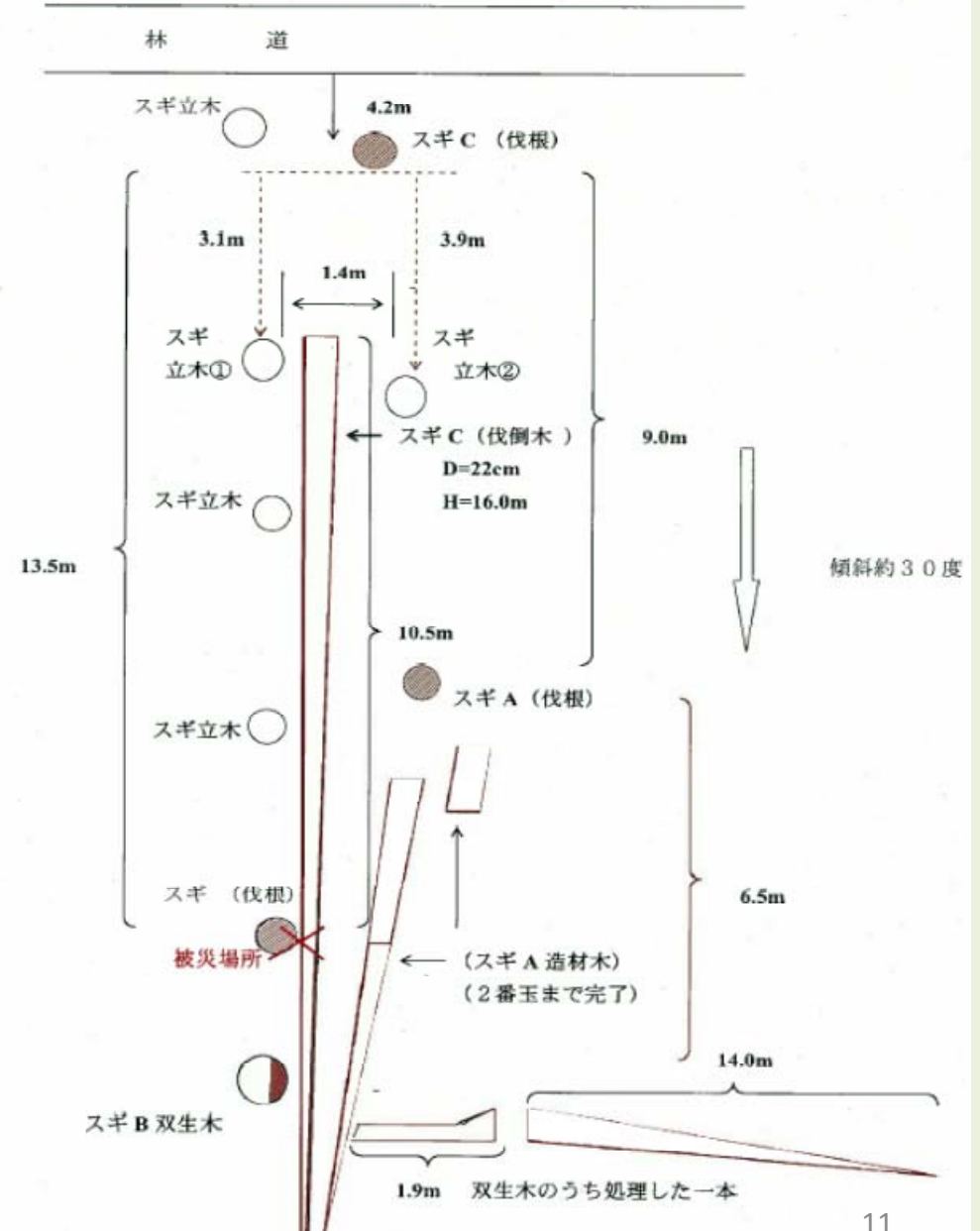
かかり木を放置したまま、危険区域内で作業を行ったこと。

かかり木は速やかに処理すること。やむを得ず一時的に放置する場合は、標識の掲示や縄張り等の措置を講じ、処理が完了するまで立ち入らないこと。

22-1



災害発生箇所平面図



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
22-2	関東	下越署 村上支 署	立木 販売	作業道 支障木	H22.10.1	男	61	伐倒、枝払い

【災害の概要】

8時15分、現地にて森林組合職員のA(被災者)及び同僚B、Cと建設会社現場代理人D並びに重機オペレーターEによりミーティングを実施後、建設会社職員2名(D・E)は別現場へ、森林組合職員3名(A・B・C)はその場で伐倒作業に取りかかった。

9時55分、Bはナラ枯損木の伐倒作業にとりかかったが偏心木であったため、伐倒方向を調整するためクサビを使用しながら伐倒を行った。その時**予期せぬ方向に伐倒木が倒れ**、斜め下方で叫び声があがったため、近くで灌木等の除去作業を行っていたCがAのいた方向を見たところ、Aの姿が見えなかったため、直ちにAのところへ確認に行った。Aの意識がなかったため、Cは直ちに心臓マッサージを行い、Bは森林組合に連絡し救急車の手配を要請した。

10時40分に救急車が被災者を乗せて病院へ搬送した。

12時40分被災者が死亡した旨、病院に同行していたBから森林組合に連絡が入った。

【災害の原因・留意事項】

上下接近作業であったこと。

伐倒作業を行う際には、一定の合図を定め、作業者に周知すること。

伐倒作業を行う者は、定められた合図を行い、他の作業者が退避したことを確認した後、伐倒すること。

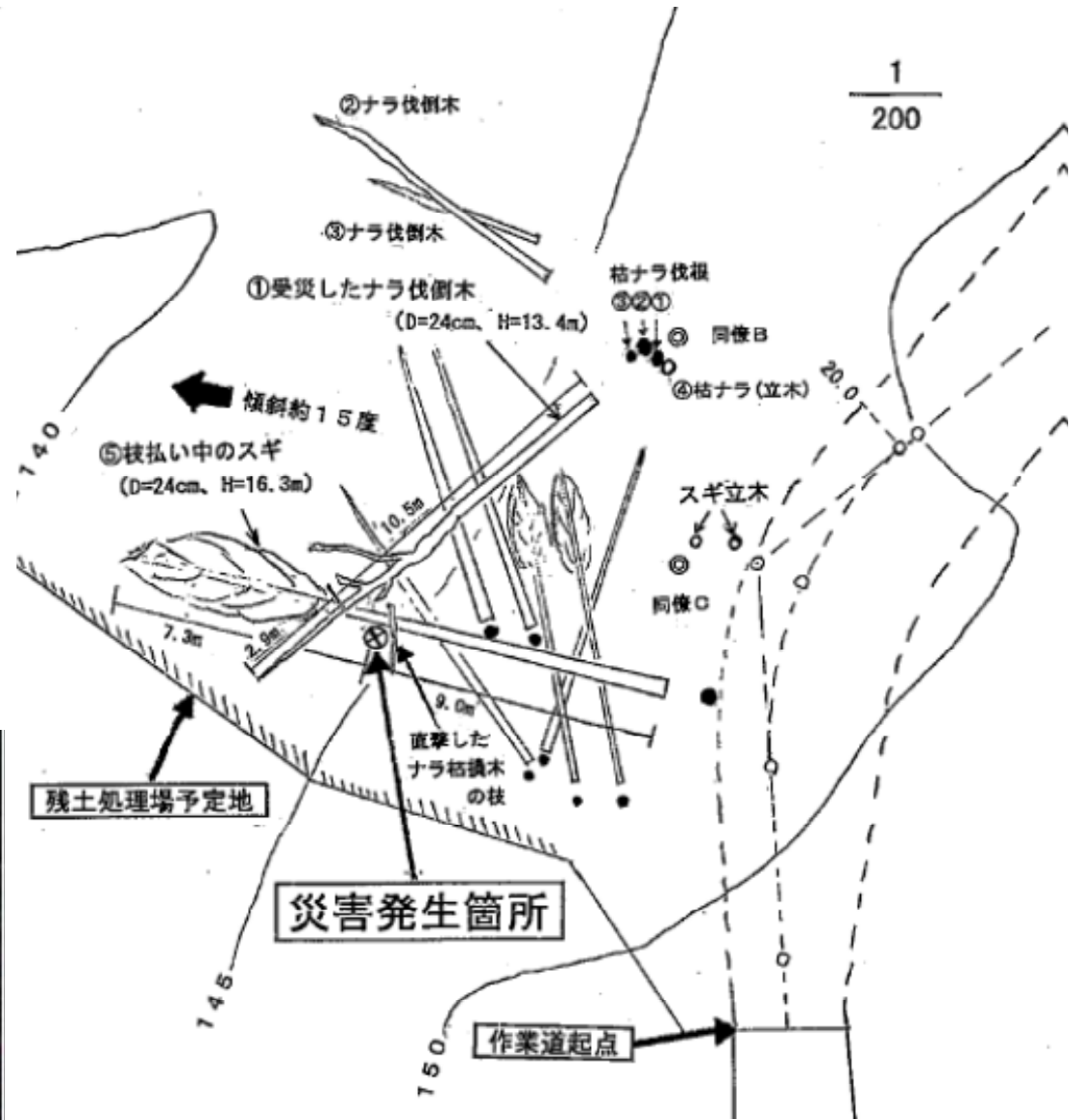
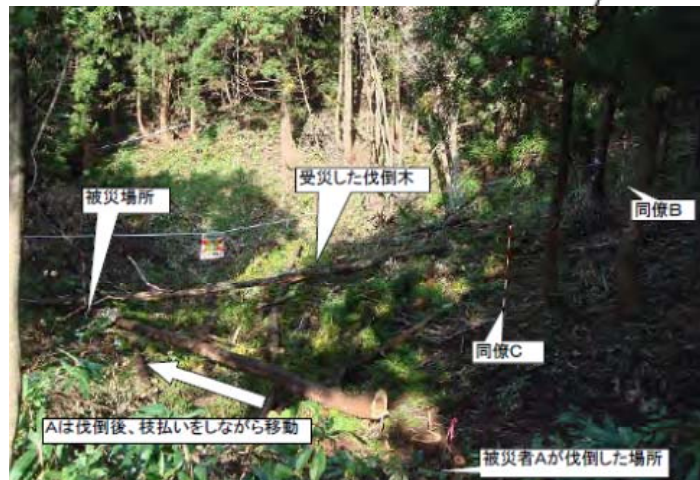
立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内、伐倒木等が転落すること等による危険が生ずるおそれのあるところには作業者を立ち入らせないこと。

22-2



被災したナラ伐倒木の伐根(径25cm)

2番目に伐倒した伐根(径30cm)



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
22-3	中部	東信	造林	活用品	H22.10.16	男	55	集材作業

【災害の概要】

当日、被災者は同僚4名と集材作業等を行っていた。

被災者(荷掛・枝条処理)はトラクター運転手と枝条等の集材障害物の処理をしながら引き寄せ作業をしていた。

10時25分頃、被災者はチェーンソーで枝条処理を終え保残列に退避した後、手信号で「巻け」の合図を送り、トラクター運転手がウインチで木寄せを開始した時、保残列にあった**枯損木が根ごと倒れ、被災者の頸部と頭部に当たり**被災した(引き寄せ作業による枝条の塊が枯損木を押し倒したと推定される。)

トラクター運転手は、直ちに同僚に応援を要請、現場代理人は会社に連絡し、会社から救急車を要請、会社車両で現地を出発し途中で救急車に乗せかえ、11時40分頃病院に到着した。被災者の容態から転院が必要とされ、別の病院へ移送、13時40分頃到着した。

被災者は意識不明の状態が続いていたが、11月2日4時、死亡が確認された。

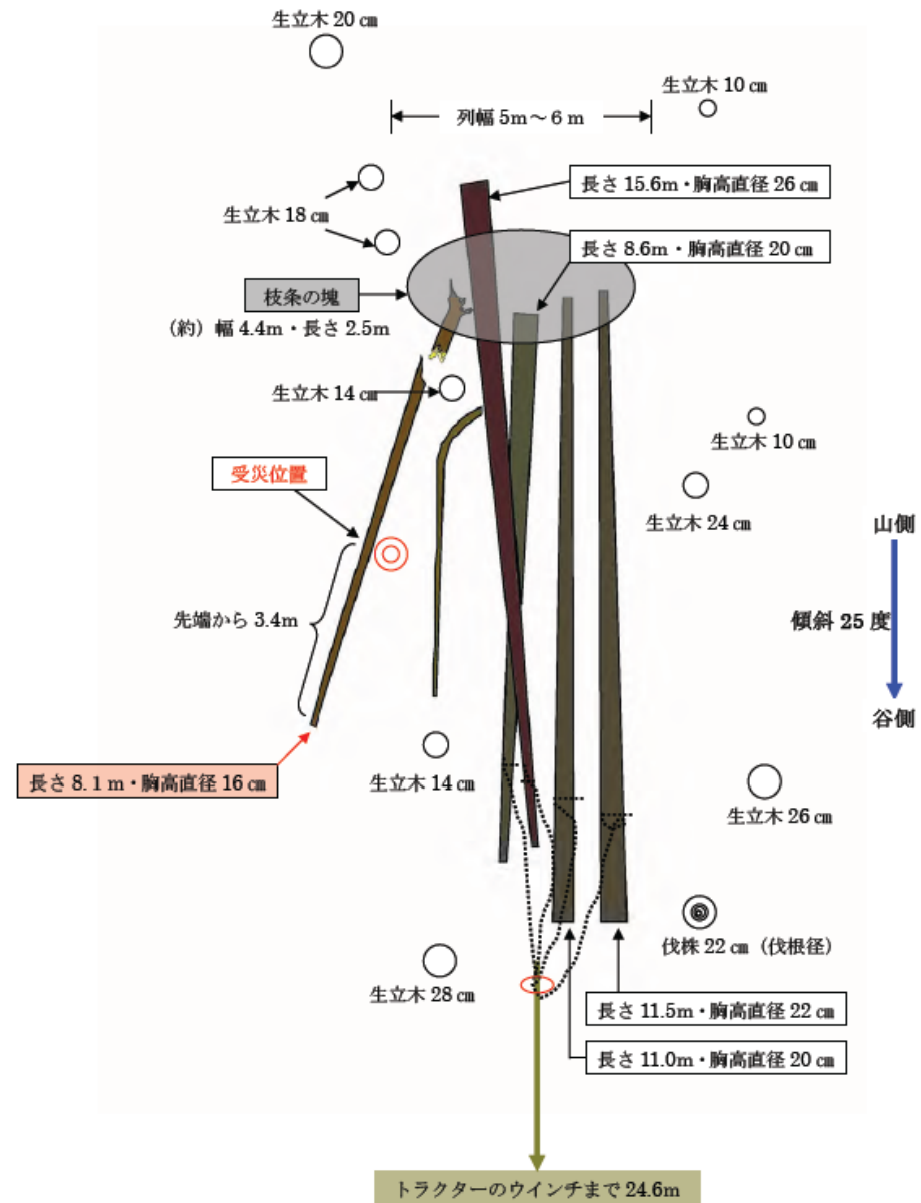
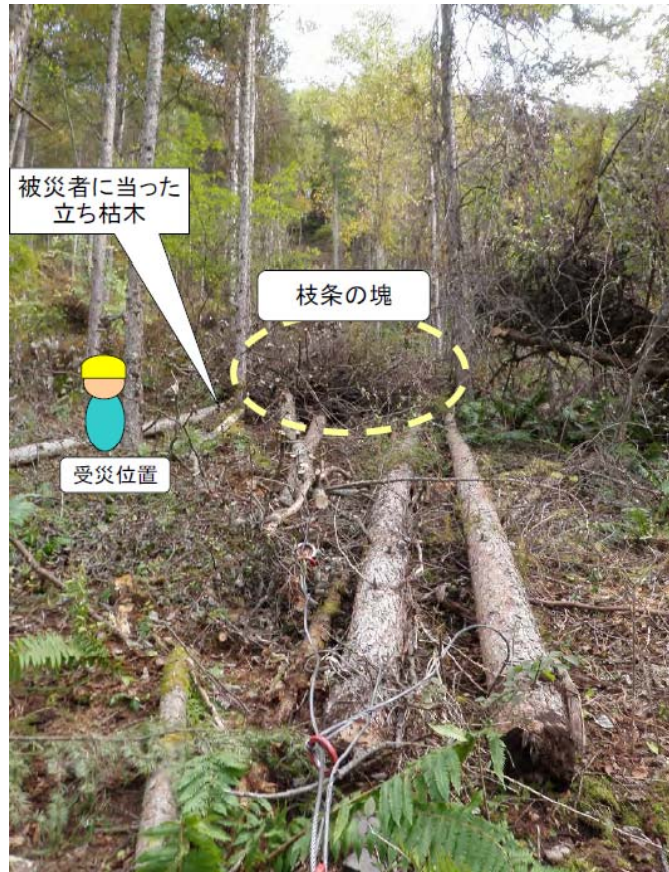
【災害の原因・留意事項】

集材作業等の下方で危険を生じる恐れのあるところに労働者を立ち入らせないこと。

荷掛者から運転者への合図は、退避場所に退避し周囲の安全を確認してから行うこと。

危険を及ぼす恐れのある枯損木等は事前に処理すること。

22-3



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
22-4	九州	宮崎 南部	立木 販売	皆伐	H22.12.6	男	69	伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は同僚4人と伐倒作業及び伐倒木の整理作業に従事していた。

作業は、2班に分かれて、2名で伐倒作業、被災者と同僚Aが伐倒作業を行い、同僚Bは搬出路に倒れた木をグラップルで整理する作業に従事していた。

9時頃、同僚Aがスギ①を伐倒しようとしたが、スギ②とツル絡みとなっていたため、単木での伐倒が困難と判断し、2本同時に搬出路方向に伐倒するため作業を始めた。先にスギ①に受口と追口を入れ倒れる状態にし、次にスギ②を同様に処理して2本を伐倒したところ、**スギ①が搬出路を歩行していた被災者を直撃し、その下敷きとなって被災した。**

同僚Aから被災者は伐倒時に死角に入っていたため見えなかったが、退避中に現認したところでは、搬出路を歩行していた被災者が、同僚Aの笛の音に気づき、倒れてくる木が見え逃げようとしたが足下の石につまずき倒れ込んだところへ、スギ①が直撃し被災したものである。（被災者は、チェーンソーの燃料及びオイルを搬出路入口まで取りに行き、自分の作業現場に戻ろうとしていたところであった。）

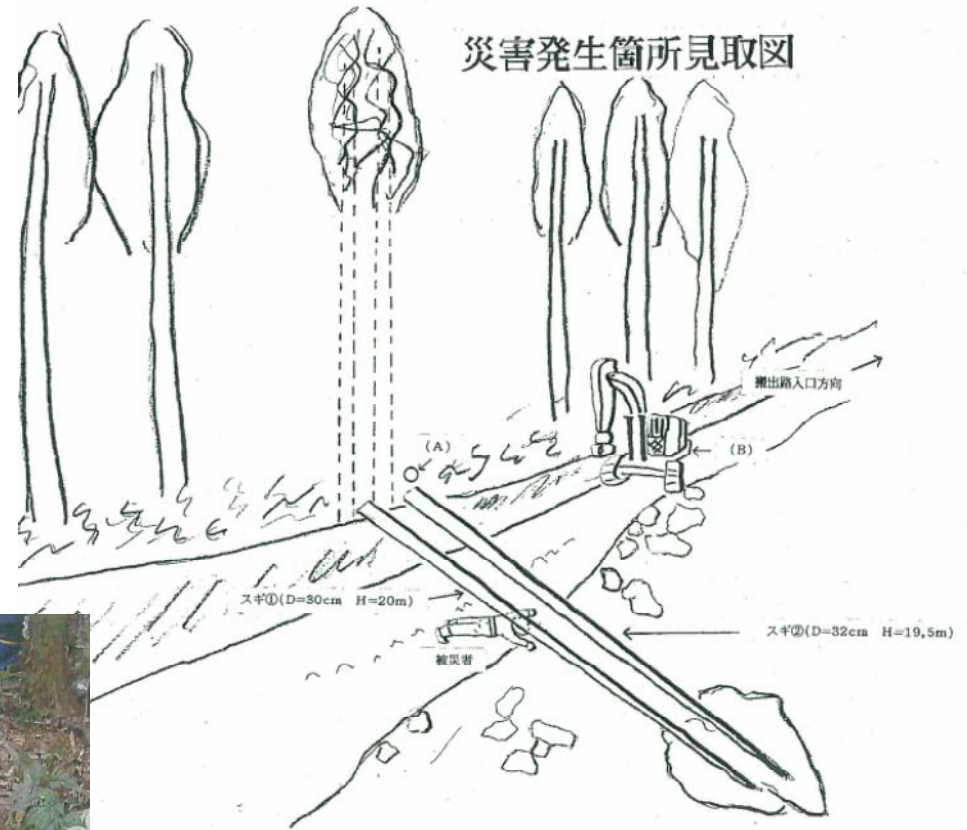
直ちに同僚Aは同僚Bを呼びグラップルで2本の伐倒木を取り除くとともに消防署に救急車を要請し、被災者は病院へ搬送されたが、10時50分頃死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】

伐倒作業を行う際には、一定の合図を定め、周知するとともに、定められた合図を行い、他の作業者が退避したことを確認した後、伐倒作業を行うこと。

作業相互の連絡合図を徹底すること。

22-4



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年 月 日	性別	年齢	従事作業
22-5	関東	下越	立木 販売	間伐	H23.1.31	男	61	伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は同僚Aと伐倒作業に従事していた。

昼休憩の後、被災者から「休憩小屋のストーブに灯油を入れてから行く」と言われ、同僚Aは被災者より先にかかり木処理(注:かかり木は1月28日、被災者が伐倒したときに発生したもの)にグラップルを運転して向かい、途中、グラップルの走行に支障となる伐倒木を取り除きながら、13時30分頃、処理するかかり木の下をくぐりぬけ右側に停車した。

同僚Aはグラップルで、かかり木の元口から約6mの箇所を掴み持ち上げようとしたが、元口が持ち上がらなかったため、再度、グラップル部を開いてかかり木の下側から元口を押し上げ、倒れ始めた時に、倒れる方向にいる被災者を発見したが、**そのまま倒れ被災者を直撃**した。

(同僚Aは、かかり木処理を行う前に、運転席に座りながら、移動してきたところや、かかり木の倒れる方向を見回したが、被災者を目撃・確認できなかった。)

(被災者は、スギ立木を伐倒した後、次の作業に移るために横方向に歩いたと推定される。)

同僚Aは、かかり木の下敷きとなった被災者を道付近まで移動させ、13時47分頃、消防本部へ救急車を要請後、災害発生を会社に連絡した。

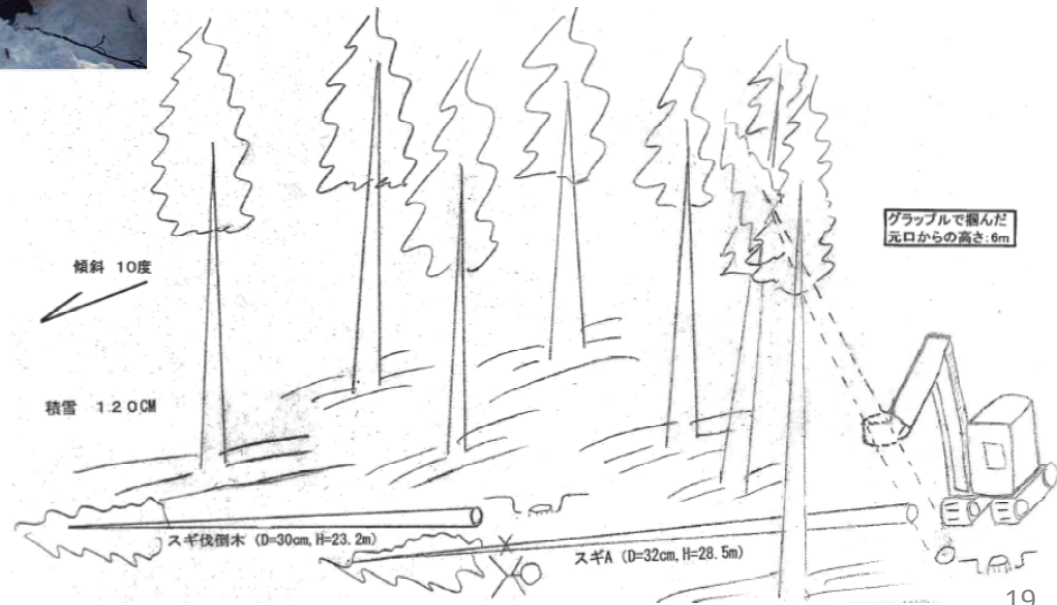
14時20分頃、救急隊員、消防署員が現地に到着、被災者は病院へ搬送され医師の診察を受けたが意識不明の容態であり、翌2月1日14時10分死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】

かかり木は速やかに処理すること。やむを得ず一時的に放置する場合は、標識の掲示や縄張り等の措置を講じ、処理が完了するまで立ち入らないこと。

作業に当たっては作業者間の合図及び確認を確実に行うこと

22-5



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
22-6	四国	四万十	造林	活用品	H23.2.23	男	51	フォワーダ運材作業

【災害の概要】

当日被災者は同僚4名と集造材及びフォワーダ運材作業に従事していた。

被災者はフォワーダの運材作業に従事し、9時25分頃、材を積載したフォワーダに乗り込み積込現場を出発し路網を下った。

11時00分頃、通常であれば1時間程度(片道820mの運材・荷卸し)で帰ってくるはずの被災者の乗ったフォワーダが帰ってこないのを不審に思った現場代理人は、被災者の様子を確認するため路網を下り、積込現場から約70mの地点において、約80m下方の路網下にキャタピラを上転倒しているフォワーダを発見した。

11時15分頃、現場代理人は状況から災害発生を察知し、直ちに同僚Cに通報するとともに、会社に災害発生の連絡を行い被災者の救助に向かった。会社は災害発生の連絡を受け、直ちに消防署へ救急車等の要請を行った。

11時20分頃、被災者の救助に向かった現場代理人は、**路網から転落し、逆さまになったフォワーダのキャビン下に挟まれた**状態の被災者を発見した。現場代理人と同僚A・B・Cは、被災者を救出するための作業を開始し、12時15分頃、フォワーダの下敷となっていた被災者を路網上に救出し、救急車等の救助を待った。

12時20分頃、レスキュー隊及び救急車が災害発生箇所へ到着し、直ちに救急隊による蘇生措置が施された。12時35分頃防災ヘリが到着し、搭乗してきたドクターによる救命措置を実施後、12時45分頃、防災ヘリに被災者を収容し病院へ向かい出発した。

13時20分頃、医師による検死が行われ死亡が確認された。

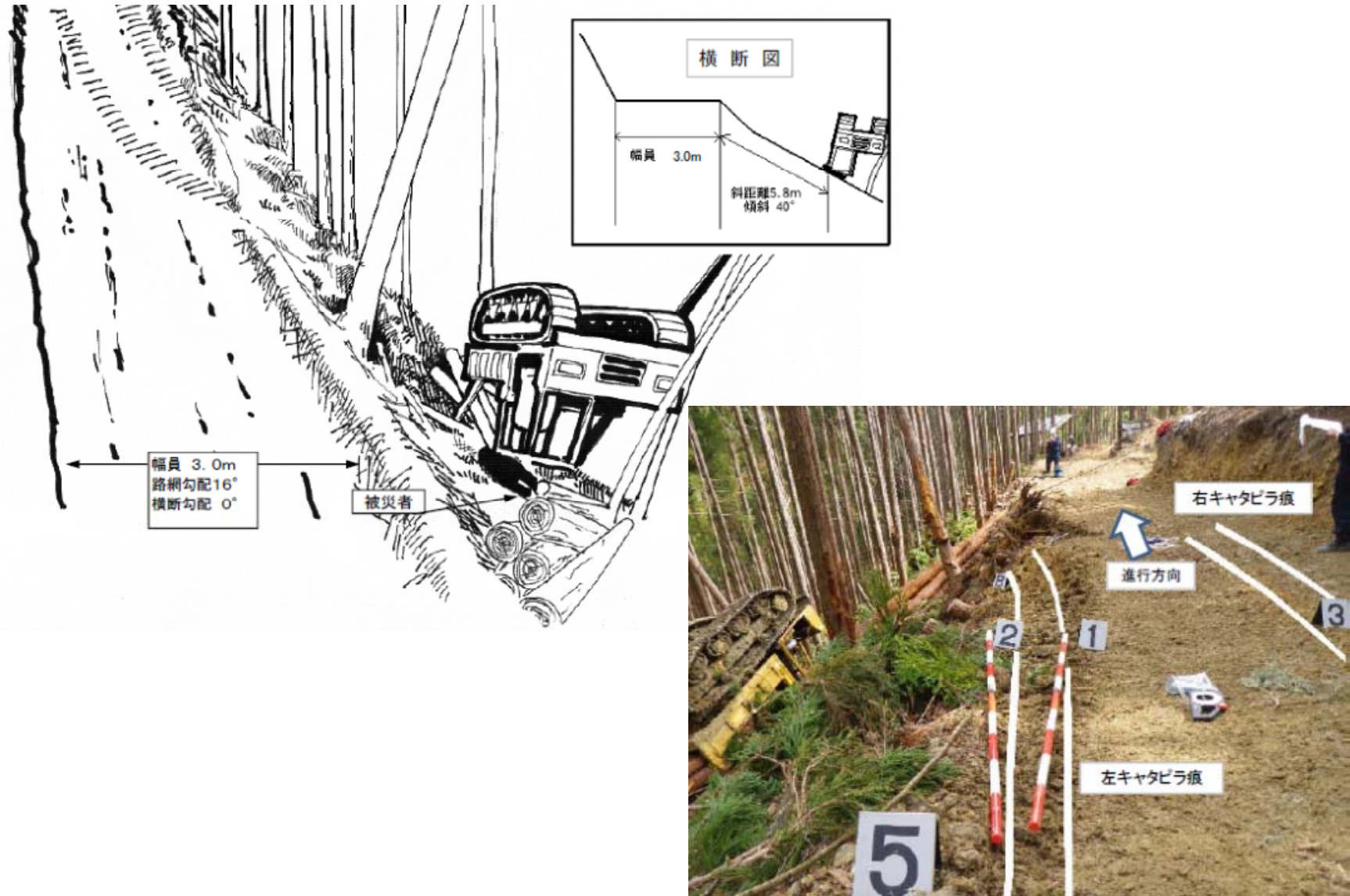
【災害の原因・留意事項】

林内作業車について、始業時における点検および定期点検を確実に実施すること。

運転手は走行路の勾配、路面の状況及び荷重に応じた安全速度で走行すること。

走行路は林内作業車が安全に走行できる幅員を確保すること。

22-6



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
22-外1	関東	静岡	生産		H22.12.9	男	62	集造材作業

【災害の概要】

当日被災者は同僚3名と集材機集材作業(2段集材)に従事していた。

当日の作業配置は、被災者(A)が2段目の集材作業の造材及び荷掛作業(スギ67年生、林地傾斜34°)、同僚(B)は2段目の集材機運転作業及び荷掛作業、同僚(C)は1段目の集材機運転作業、同僚(D)は1段目の荷卸作業に従事していた。

12時30分頃、午後の作業を開始し、12時45分頃、午後2回目の集材を行うため、同僚(B)は搬器を中継土場から荷掛地点に移動したが、停止の合図がないため、不審に思い荷掛地点を確認した。

その際、山側より立木(b)を抱く姿勢で**立木(b)とスギ造材木(a)に腹部を挟まれている**被災者を発見した。また、立木(b)の根元下部(谷側)にはエンジンがかかったままのチェーンソーがあった。

被災者は、造材木(a')の下方部で作業又は移動したものと推定され、また、エンジンがかかったままのチェーンソーが被災者の近くにあったことから、その場で造材していたか、あるいは移動中であったと推定される。**スギ造材木(a)は何らかの原因で伐倒木(e)を滑るように被災者の方向に移動し、**被災したものと推定される。

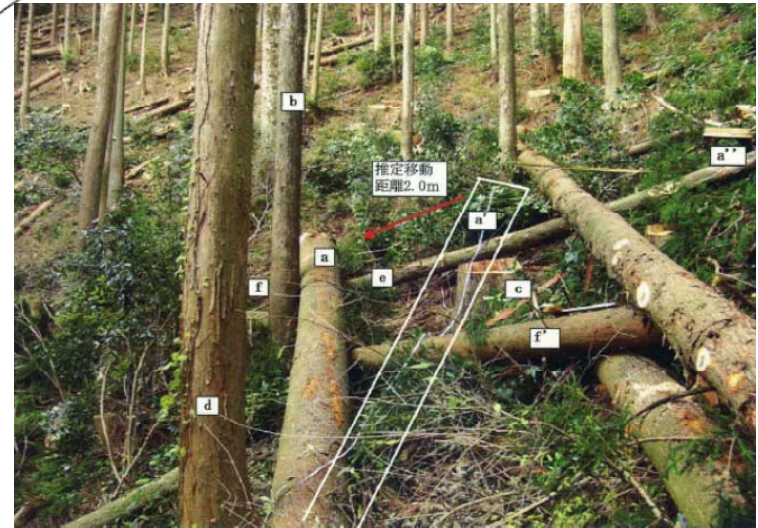
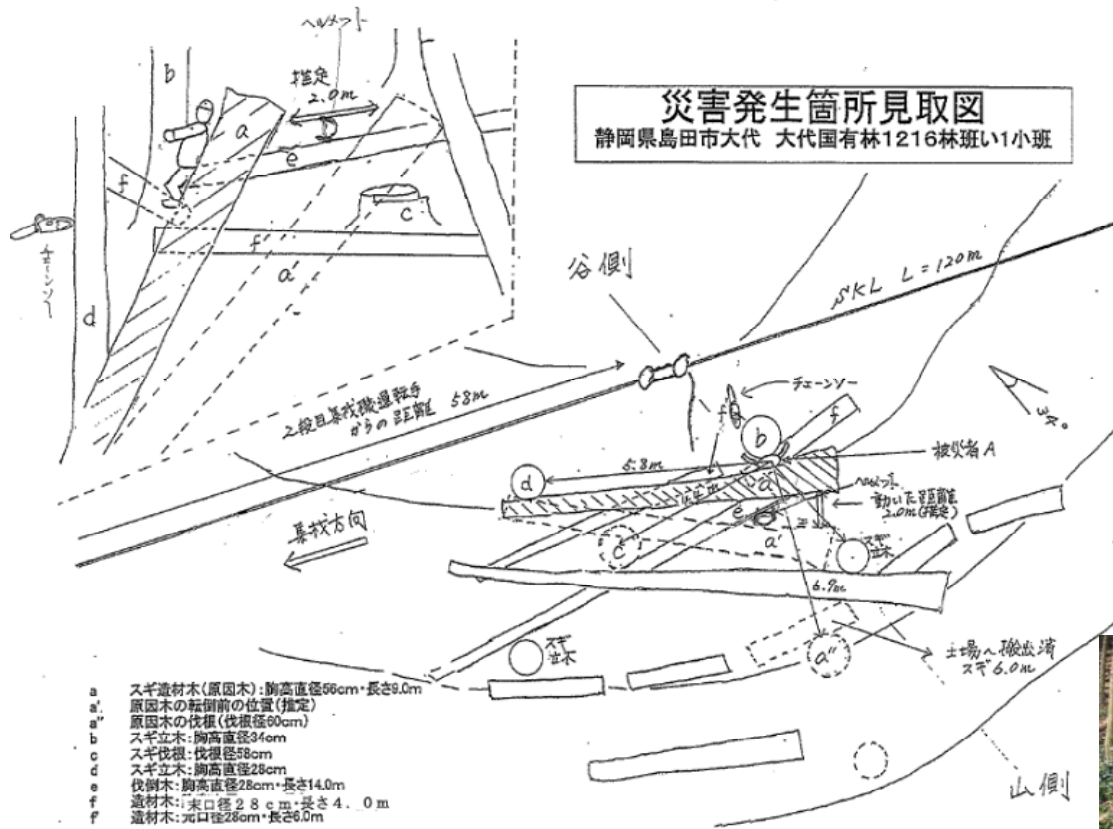
14時10分頃、署から要請した救急車が現地土場に到着し災害現場に向かった。14時47分頃、現地入りしたヘリのドクターが死亡を確認した。

〈本件の被災者は下請けの事業主であることから労働安全衛生法上の労働災害ではない。〉

【災害の原因・留意事項】

造材作業を行う際には、造材しようとする材が転落する危険がないか点検し、転落するおそれがある場合は、杭止め等の措置を講じること。

22-外1



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
23-1	四国	徳島	造林	活字型	H23.7.12	男	70	伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は現場代理人と2名で現場業務に従事し、被災者は架線支障木の伐倒作業、現場代理人は集材機付近の設備作業に従事していた。

9時30分頃、集材機付近にいた現場代理人より風が出てきたため作業を中止するよう、谷付近で作業していた被災者に無線連絡したが、「谷では風が吹いていない」との返答があり、被災者はそのまま作業を続行した。

11時30分頃、被災者と無線連絡が取れなくなったことを不審に思った現場代理人が谷付近の様子を見に行ったところ、12時00分頃、裂け上がり折損したスギCの下敷きになっている被災者を発見した。

現場代理人は、被災者の上に覆い被さっている折損木スギCを切り離し救助を試みたが、自力での救助は困難と判断し署へ災害発生を連絡した。連絡を受けた署は消防署に防災ヘリを要請したが、天候不順でヘリが出動できなかったため、レスキュー隊による被災者の救出が行われ、病院に搬送し検死が行われた結果、10時00分(推定)に死亡と診断された。

被災者はスギAを伐倒後、スギBを伐倒したが、スギCに**かかり木**状態となったため、かかられていたスギCを伐倒するため追口を入れた時、スギCが元口部から割れて**裂け上がり折損木が被災者に落下**し被災したものと推定される。

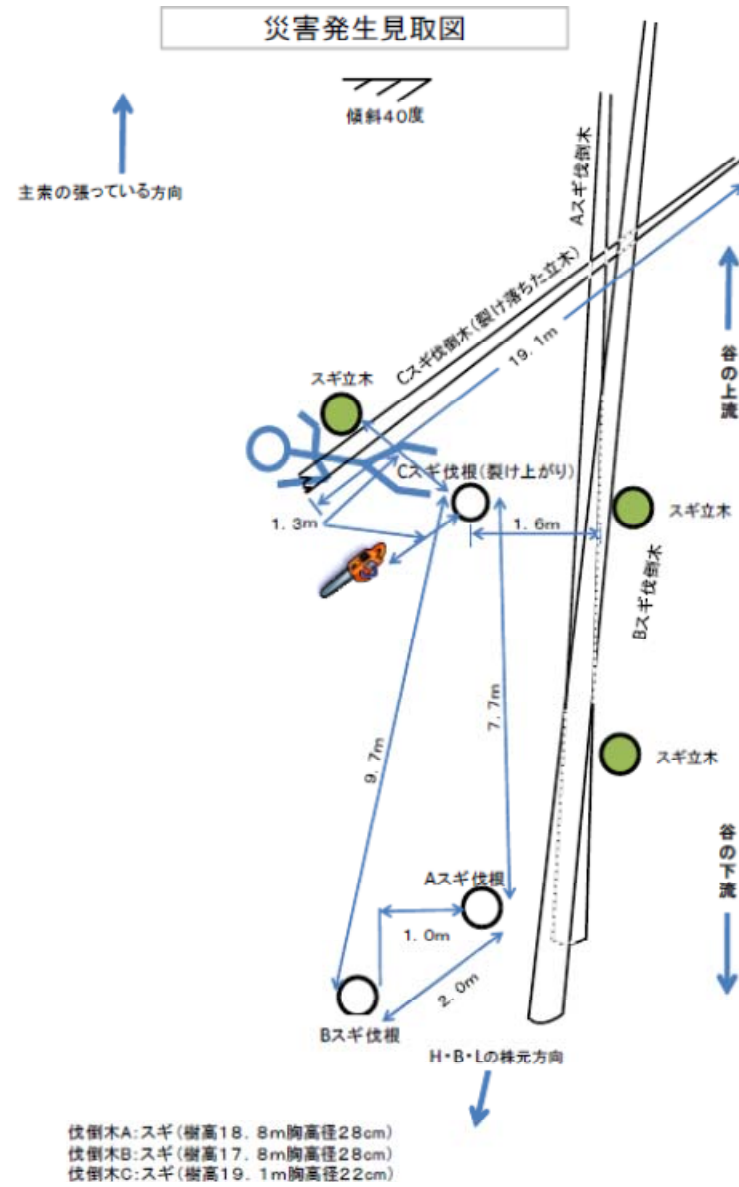
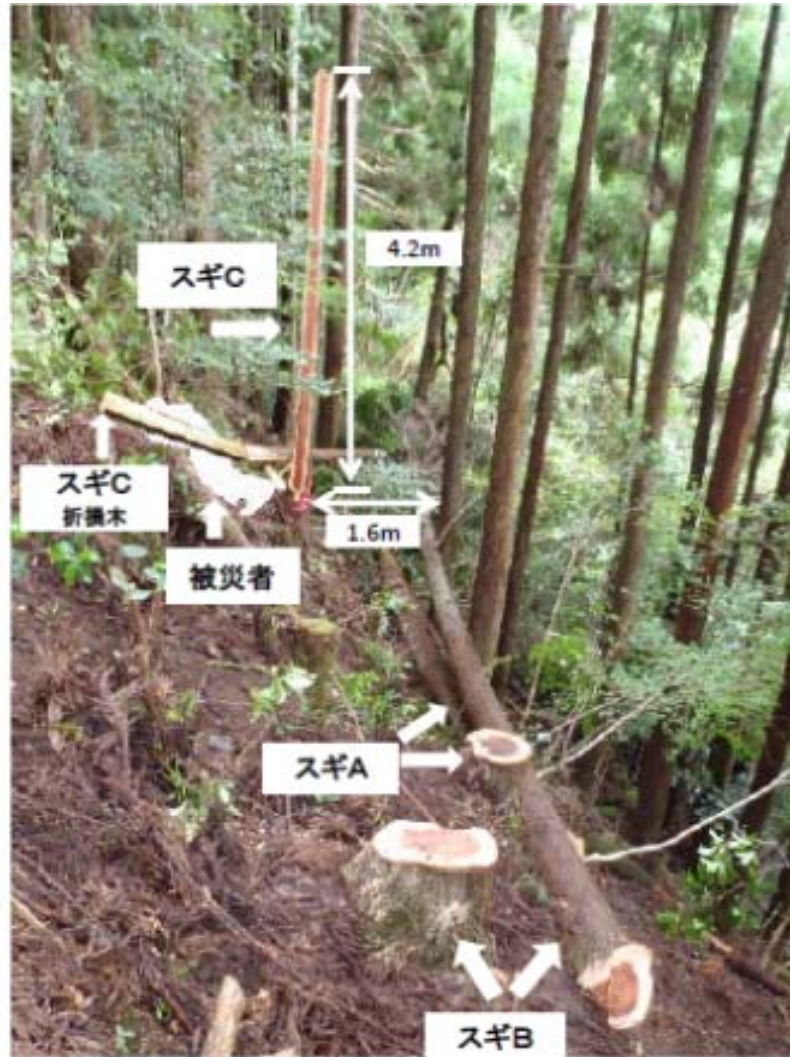
なお、裂け上がり折損したスギCの状態からして、大きな重量が掛かっていたことが推定され、スギBだけでなくスギAもスギCにかかり木状態となっていたことも推定される。

【災害の原因・留意事項】

かかり木処理作業における禁止事項である「**かかられている木を伐倒**」しようとしたこと。

かかり木は、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に則して、適切な機械器具を使用して処理すること。

23-1



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
23-2	関東	静岡	その他	官行造林 保育間伐	H24.1.13	男	60	伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は同僚2名(A、B)と伐倒作業に従事していた。

作業は、伐倒作業を被災者と同僚Aが、前日までに作業が終わった箇所の手直しを同僚Bが行っていた。

16時50分頃、作業を終えた同僚A、Bと、別の団地で作業をしていた他の同僚2名及び状況写真の撮影をしていた現場代理人Cの計5名は集散場所の林道に集合したが、集合時間(16時30分)を過ぎても被災者が現れないことから、捜索を開始した。

19時56分頃、現場代理人は署長に「現場から作業員が戻らないため現在捜索中」と報告した。

20時50分頃、二次災害の危険があると判断した警察署の指示により当日の捜索を打ち切った。

翌日9時から警察署、消防署、署、役場、請負事業者により捜索活動を開始し、9時37分頃、歩道から直下約100m下の沢にうつぶせになっている被災者を発見、9時45分に死亡が確認された。

13時40分頃、被災者は集散拠点の林道脇に収容され、検死のため警察署に搬送された。

被災者は、13日16時頃、移動若しくは作業中において**何らかの原因により沢へ転落**したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

墜落等による労働者の危険の危険を防止するための措置を講じること。

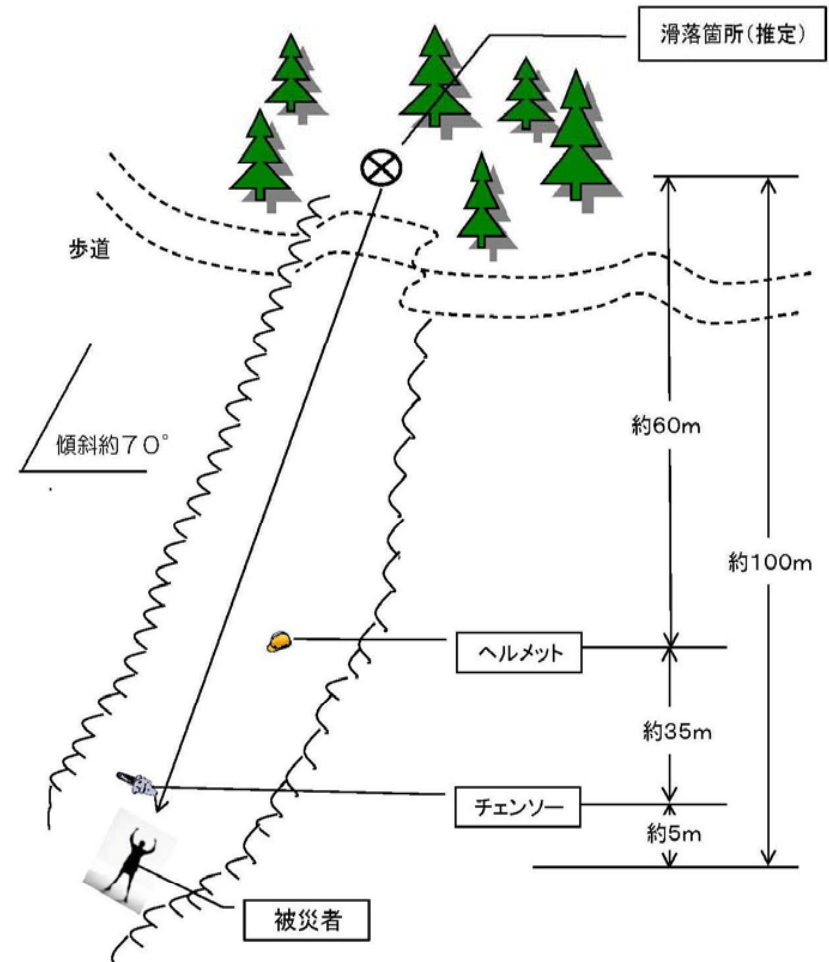
急傾斜地等で転落・滑落のおそれのある箇所について、迂回するなどの安全な行動をとること。

23-2

③被災者が転落した箇所(沢側から撮影)



被災状況図



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
23-外1	東北	三陸 北部	造林	活用型	H23.9.8	男	59	森林作業 道作設

【災害の概要】

当日、被災者は同僚14名とともに森林作業道作設に従事した。

被災者は、ブレーカーにより粉砕した岩を別のバックホウによる敷均し作業を行っていた時、何らかの原因で幅員を1m残し路体がずり落ち、そのままの状態バックホウも約15.5m滑落した。

(①キャビンにはぶつかった痕跡や横転した痕跡がなく、山側に出入口が向いていたこと、②被災者の上半身に大きな傷等は見当たらないこと、③岩盤及びササの上をキャビンがずり落ちたような跡が残っていること、から、路肩から**約15.5mの地点で一旦停止し、その後更に2m程度ずり落ちた**際に被災したものと推定される。)

集合時間の17時15分になっても被災者が土場に戻ってこないことから、同僚6名が作業箇所まで探しに行き、17時40分頃**バックホウの下敷き**になっている被災者を発見した(発見時は意識はなかったが脈は確認できた)。

18時10分頃、現場から最短の民家の電話から消防署に救急車を要請するとともに、生産協同組合に災害発生を連絡した。

18時40分頃、土砂を除去し被災者をバックホウの下から救出し、フォワーダに乗せて土場まで搬送後、ミニバス、救急車と被災者を乗せ替え、20時15分頃病院に到着し医師の診察を受けたが、20時20分頃被災者の死亡が確認された。

〈本件の被災者は下請の事業主であることから労働安全衛生法上の労働災害に該当しない。〉

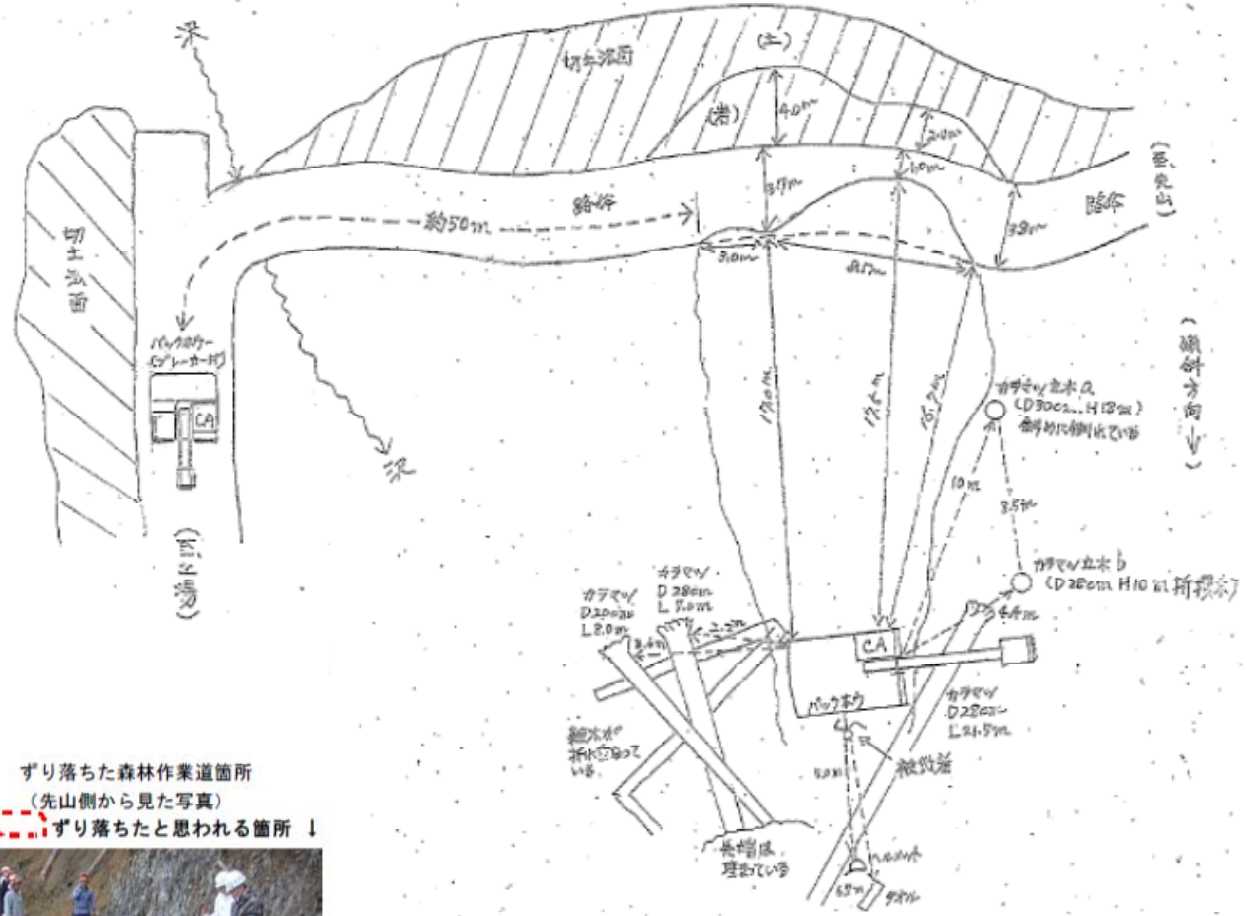
【災害の原因・留意事項】

車両系建設機械を用いて作業を行うときは、事前に路肩・法面等の状況を確認し、必要な安全対策を講じること。

車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に機械を誘導させること。

災害現場見取図(平面図)

(所在地 岩手県下閉郡岩泉町大川字上外山国有林510林班い1小班)



ずり落ちた森林作業道箇所
(先山側から見た写真)
↑ずり落ちたと思われる箇所 ↓

↑ずり落ちた森林作業道箇所
(土場側から見た写真)



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
23-外2	東北	三陸 北部	立木 販売		H23.12.29	男	69	伐倒・玉切り作業

【災害の概要】

当日、被災者は2名と3名の2班体制で薪炭材の生産・搬出を行っていた。

被災者は2名の班に入り、伐倒・玉切り作業に従事し、同僚はミニバックホウによる搬出路作設に従事した。

14時50分頃、同僚がミニバックホウの運転席からウリハダカエデが倒れ出す音を聞き、視線を上げた時に被災者の両足が跳ね上がったのが見えたため、被災者の方に行ったところ、仰向け状態で伐倒木の下敷きになっている被災者を発見した。

現地の状況から、被災者が傾斜約40度の場所のウリハダカエデを伐倒した際、斜め下方にあった別のウリハダカエデに伐倒木が当たり、その幹を滑るように倒れ、**伐倒木の根元部分が跳ね上がって被災者の胸部に当たり**被災したものと同様に推定される。

同僚は直ちに別班の3名を呼び寄せ、伐倒木を持ち上げ被災者を引き出して救出したが、被災者に呼びかけても意識がなく反応もなかった。

15時50分頃、救急隊員が現地に到着、心配停止状態であったのを確認し、蘇生を行いながら病院へ搬送した。

16時50分頃病院へ到着し、17時05分頃医師が胸部圧迫による死亡を確認した。

〈本件は、労働安全衛生法上の労働災害には該当しない。〉

【災害の原因・留意事項】

伐倒方向は樹形、隣接木、地形等を考慮し、最も安全な方向を選ぶこと。

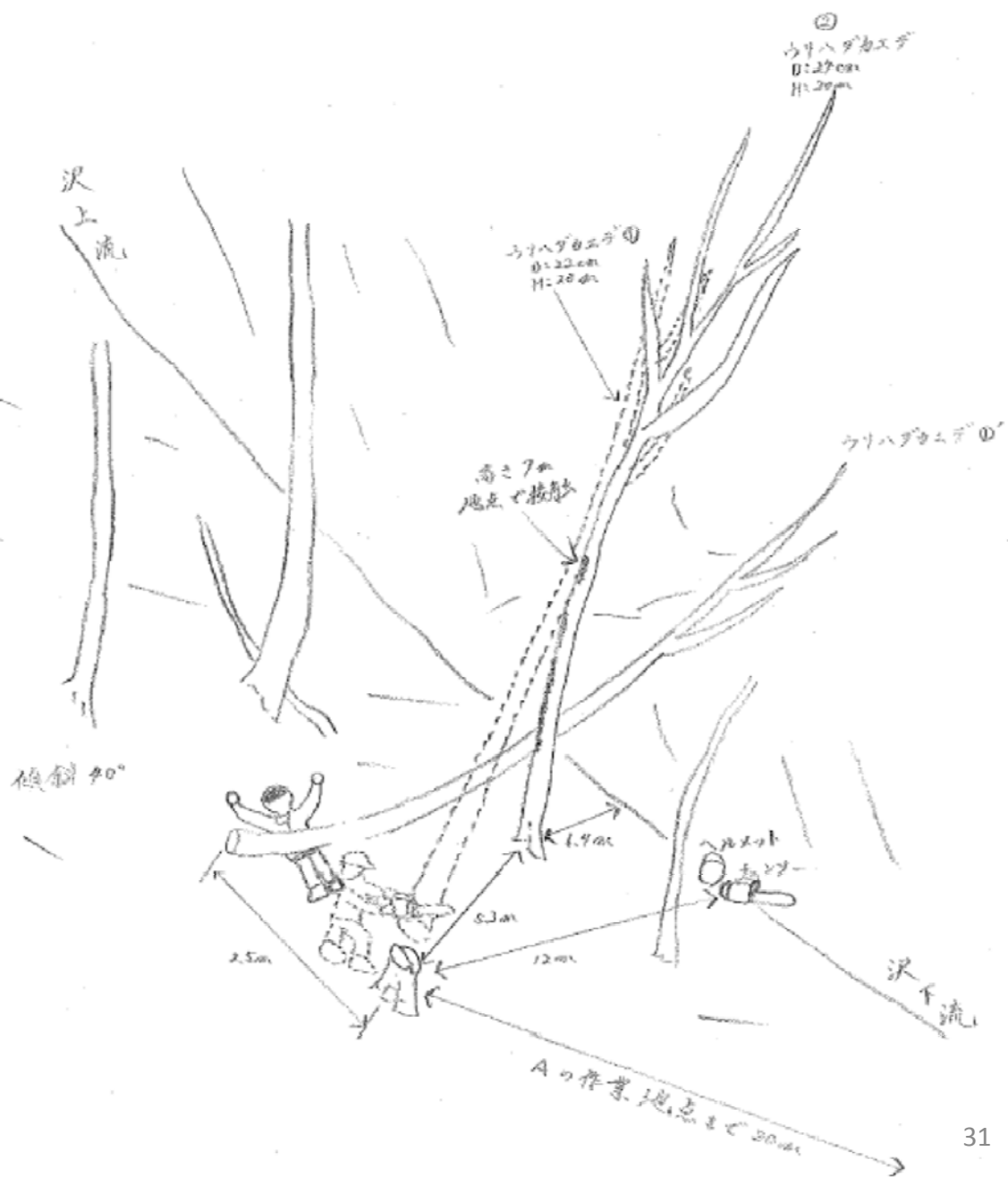
伐倒の際には、退避する場所をあらかじめ選定し、確実に退避すること。

伐倒作業を行う際には、一定の合図を定め、周知するとともに定められた合図を行い、他の作業者が退避したことを確認した後、伐倒作業を行うこと。

23-外2



→ 伐倒予定方向 (推定)
 ← 倒れた方向
 — 沢の位置



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-1	関東	埼玉	立木 販売	皆伐	H24.6.18	男	74	荷掛作業

【災害の概要】

当日、被災者と同僚2名は架線集材作業に従事し、被災者は荷掛作業、同僚は集材機運転と荷外し(荷卸し)にそれぞれ従事した。

3回の集材を終え、集材機運転手は4回目の集材のためキャレジを前山に送ったが、被災者からのストップの無線連絡がないことを不審に思った同僚(荷外し)は、約130m離れた集材場所に向かったところ、集材場所から約25m下方の沢に仰向けに倒れ顔から血を流している被災者を発見した。直ちに呼びかけたが応答がなく、また、脈、呼吸がない心肺停止の状態であった。

直ちに携帯電話で救急車を要請し、11:00頃救急車が到着し、AEDにより心肺蘇生を行ったが反応はなかった。

救出が困難と判断した救急隊員が消防ヘリを要請し、11:30頃現場に到着したヘリで病院に搬送されたが、13:52医師による死亡が確認された。

現地の状況から、被災者は何らかの原因により**バランスを崩して沢に転落**したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

架線集材作業の荷掛作業における退避場所については、あらかじめ、集材木の材長、主索・作業索の位置、地形等を考慮して選定すること。

集材機運転手への合図は、退避場所へ確実に退避してから行うこと。

24-1



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-2	四国	愛媛	造林	活字型	H24.9.25	男	61	伐倒作業

【災害の概要】

当日は8名で、架線集材箇所での伐倒作業、路網作設作業及び路網による伐倒集造材作業の3グループに分かれて作業を行っていた。被災者は同僚と2人で架線集材箇所の伐倒作業に従事していた。

11:40頃、午前中の作業を終えた同僚が昼食場所へ移動中、歩道上に被災者の燃料用リュックがあったのを不審に思い声をかけたところ、約20m下方から声が聞こえたため近づくのと伐倒木の枝葉下に倒れている被災者を発見した。同僚は被災者に覆い被さっている枝を切り外し救出を試みたが1人での救出は困難と判断して、現場代理人へ災害発生及び救出の要請をした。

路網作設作業に従事していた現場代理人は、全作業員に集合するよう連絡を行った後会社及び監督職員へ災害発生の第一報をいれた。

13:30頃林道終点へ救急車が到着し、救急隊から消防本部を通じ待機中のへりに出動要請を行った。15:15頃被災者をへりに収容し病院へ向け現地を出発し、15:20頃同病院へ到着し救命措置が行われていたが、18:16医師により死亡が確認された。

現地の状況から、伐倒木がかかり木状態になっていたが、被災者は伐倒木の下方にある立木はかかり木の落下範囲に入らない、もしくは落下しないと判断し下方の立木の伐倒作業を行ったものの、**かかり木状態にあった伐倒木が何らかの原因により落下し、被災者に当たり**被災したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

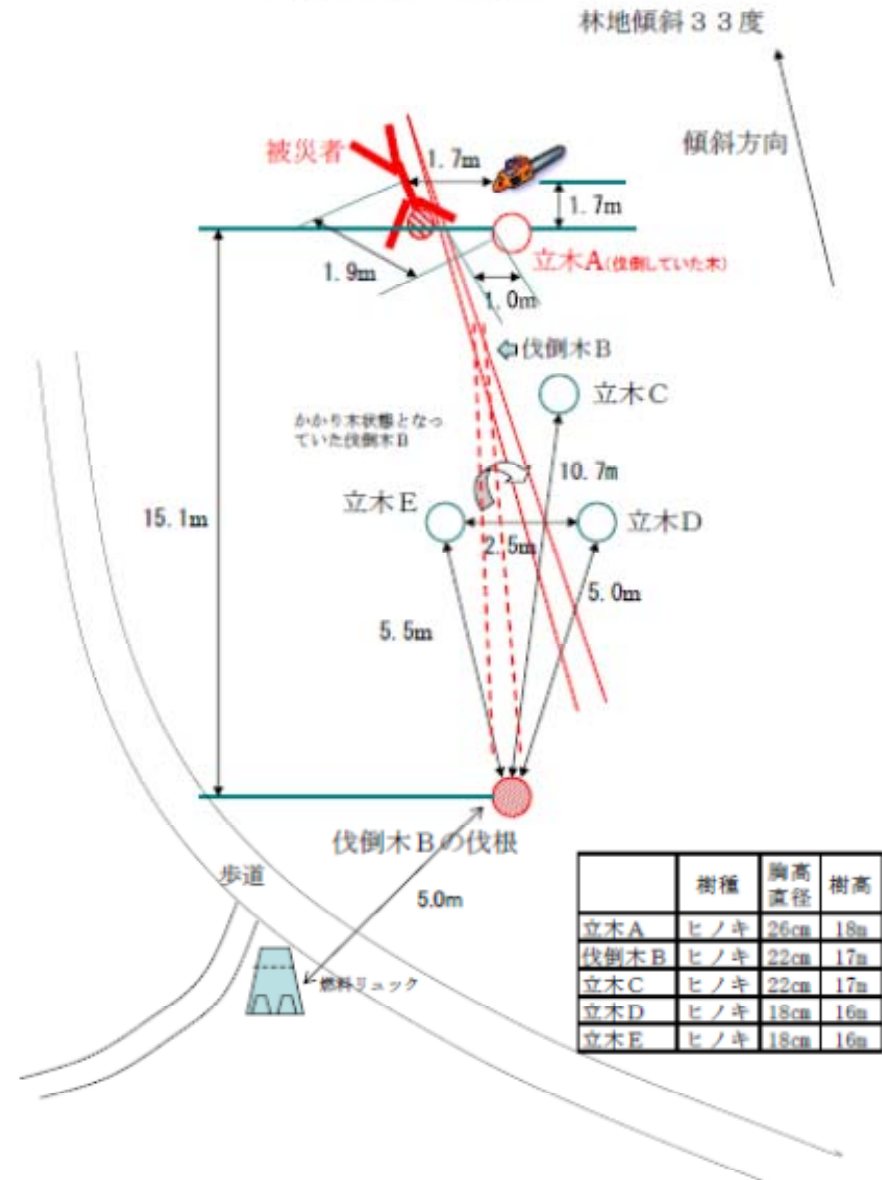
かかり木を放置したまま、危険区域内で作業を行ったこと。

かかり木は速やかに処理すること。やむを得ず一時的に放置する場合は、標識の掲示や縄張り等の措置を講じ、処理が完了するまで立ち入らないこと。

24-2



災害発生見取り図



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-3	中部	木曾	造林		H24.11.19	男	76	忌避剤塗布 作業

【災害の概要】

当日は、被災者と同僚2名（A、B）で忌避剤塗布作業に従事していた。

11時頃に作業が終了し、作業員3名全員（被災者は最後尾を歩行）で作業現場から林道に通じる歩道を使い下山を開始した。

11時20分頃、被災者の前を歩いていた同僚Bが「バサッ」という音がしたため、後方を振り返ると被災者が歩道から斜面（約55度）を転落していくところを目撃した（転落は斜距離で約42m）。

同僚Aが転落した被災者のところへ行き、被災者に声をかけたが反応がなかった。

11時50分頃、同僚Aは、被災現場から森林管理署の土場に移動し、救急車の要請を依頼した。

14時11分頃、救急隊が要請したヘリコプターが現場に到着。14時30分頃ヘリコプターに被災者を収容し、14時36分頃、病院近くのヘリポートに到着し、14時38分に同病院に収容された。

15時10分、医師により被災者の死亡が確認された。

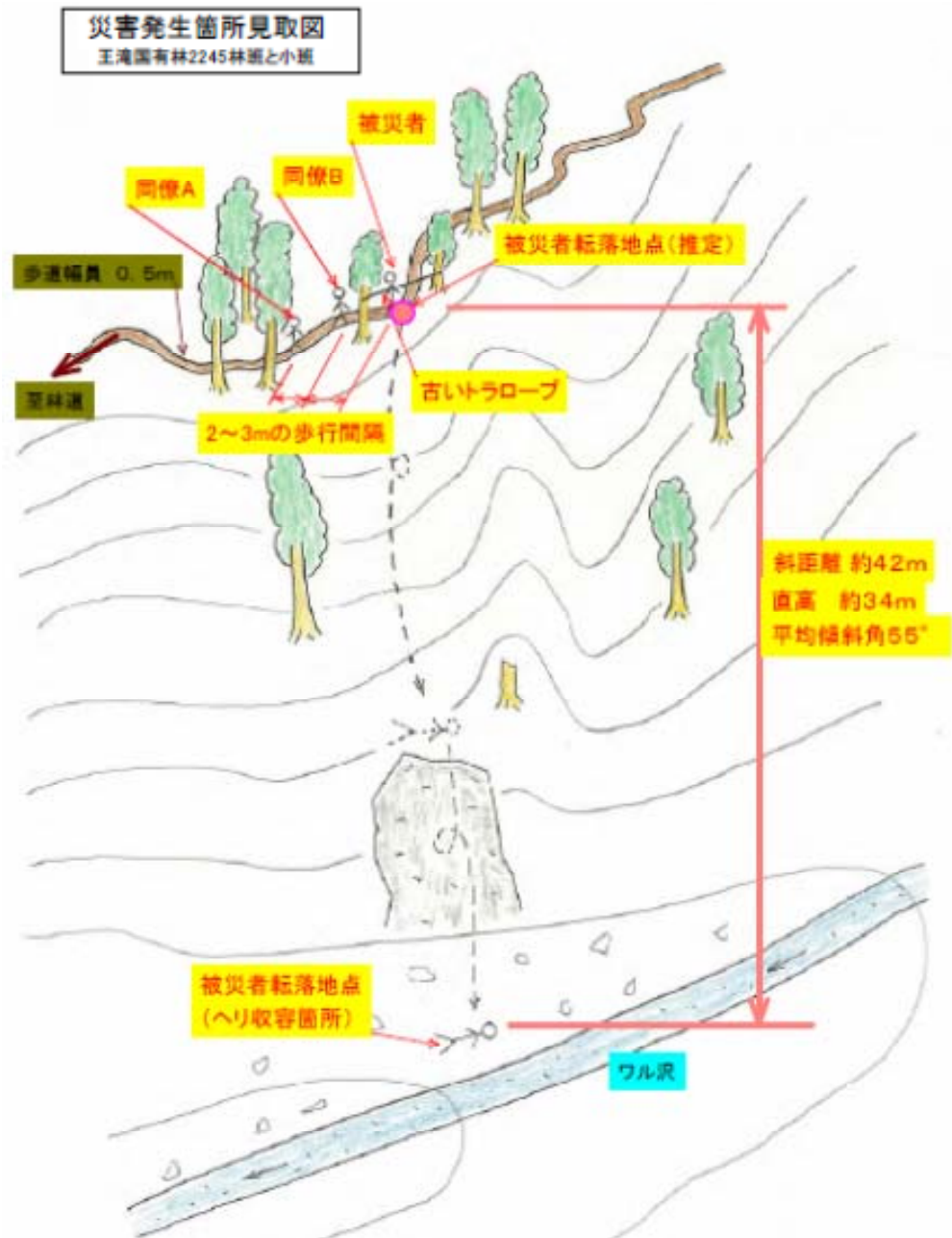
現地の状況から、被災者は何らかの原因により**体勢を崩して歩道から転落**したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

転落の危険が予測される箇所には、危険箇所の表示等を行うこと。

急傾斜地等で転落・滑落のおそれのある箇所については、迂回するなどして危険を防止すること。

24-3



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-4	北海道	日高 南部	造林	活用型	H24.12.21	男	64	伐倒作業

【災害の概要】

当日被災者は、同僚2人と共に列状間伐の伐倒作業に従事していた。
被災者は、13時頃から林道から斜面上方に向かって伐倒作業を行っていた。

14時15分頃、同僚Bが、被災者のチェーンソーの音が聞こえないため近くに寄ってみたところ、倒れた木の下敷きになって動かない被災者を発見し、声をかけたが反応がなかった。

同僚Bは、急いで被災者にのしかかっていた木を切断し、被災者を運び出す応援要請等のため、林道上に下がっていた同僚Aに状況を知らせた。同僚Aは別の伐区にいた現場代理人に災害発生を連絡するとともに、知らせに来た同僚Bとともに被災者のもとへ向かった。

14時40分頃、連絡を受けた現場代理人は、救急車の要請を行うとともに、会社及び署に第一報を連絡。

14時55分頃、同僚A及び同僚Bが被災者を車に同乗させ下山を開始し、救急車と合流後16時00分頃病院に到着。
17時00分頃、医師により死亡が確認される。

現地の状況から、被災者は、重心が山側に偏っていた推定される立木Aを伐倒する際、下方に倒すことが困難との判断し斜面上方に伐倒した際、立木Bにかかり木状態となり、被災者は、次の伐倒予定立木Cを伐倒するため、かかり木となっている立木Aの直下に移動し、立木Cの伐倒作業を行っていたとき、何らかの原因によりかかり木状態となっていた立木Aが立木Bからはずれて落下し、その下敷きとなって受災したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

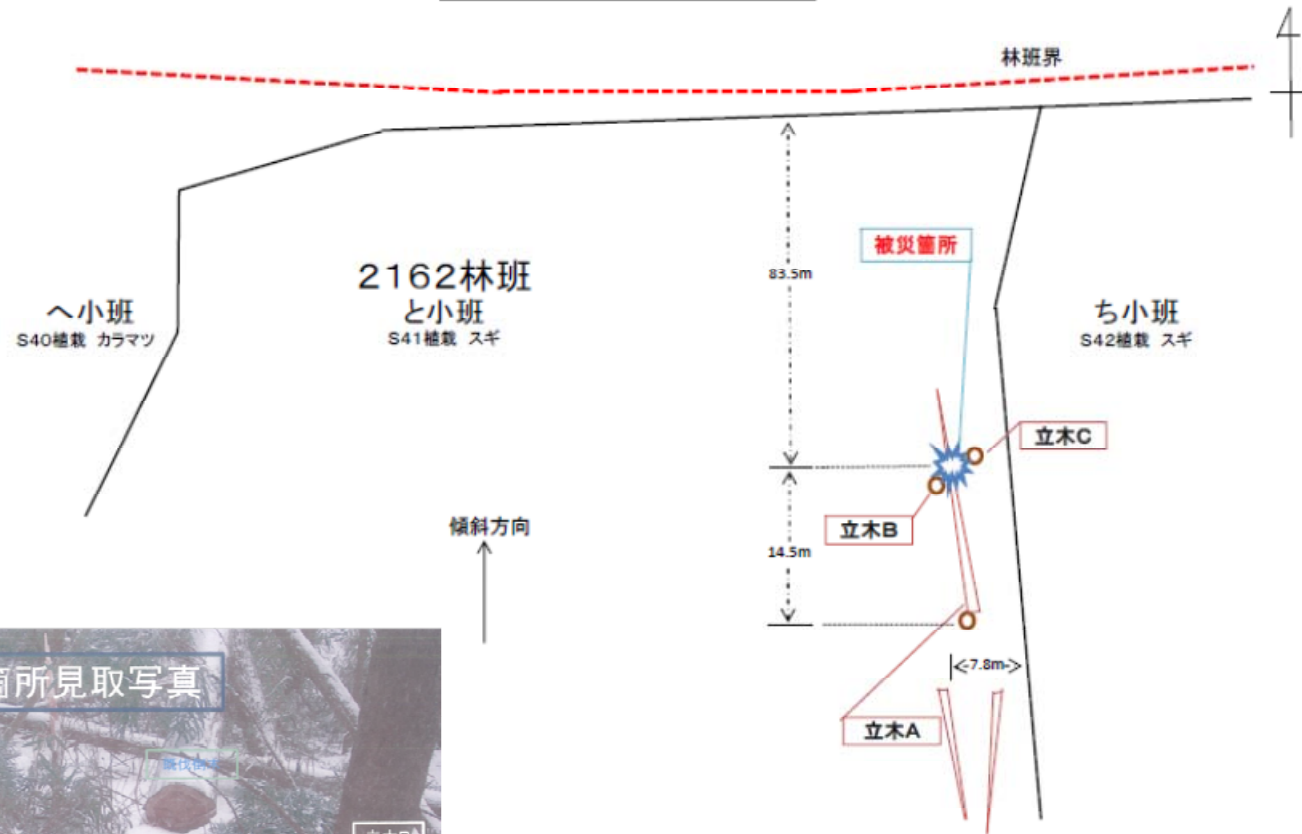
かかり木を放置したまま、危険区域内で作業を行ったこと。

かかり木は速やかに処理すること。やむを得ず一時的に放置する場合は、標識の掲示や縄張り等の措置を講じ、処理が完了するまで立ち入らないこと。

かかり木は、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に則して、適切な機械器具を使用して処理すること。

24-4

災害箇所位置図



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-5	九州	大隅	造林	活用品	H25.1.12	男	63	森林作業道作 設作業及び支 障木伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は駐車場(土場)から約300m離れた森林作業道開設(支障木の伐倒作業も兼ねる)に従事し、同僚は被災者から約250m離れた場所で森林作業道開設に従事した。

16時50分頃作業を終え駐車場に戻ってきた同僚は、17時05分になっても戻らない被災者を捜しに作業箇所まで行ったところ伐倒木の下敷きになっている被災者を発見した。一人での救出は困難と判断した同僚は、17時20分頃近くの民家から会社へ災害発生を連絡し、救急車とレスキュー隊の出動を要請した。

17時40分頃現場へ着いた救急隊員とレスキュー隊に被災者は救出されたが心肺停止の状態であったため警察署に搬送され21時00分に医師による死亡が確認された。

災害現場の状況から、被災者は支線開設の支障となるスギ立木Bを谷側へ伐倒したところ、下方にあった谷側のスギ立木Cにかかり木となったが、スギ立木Aの伐倒に支障はないと判断し、スギ立木Aの伐倒方向を谷側方向と定め受け口を切り、追い口の切り込みを終える頃、何らかの原因により当初予定した谷側の方向へ倒れず、約90度狂い退避場所方向へ倒れ、近くにあった**重機を直撃した反動で跳ね上がった伐倒木の元口側の下敷き**になって受災したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

伐倒の際には退避する場所をあらかじめ選定し確実に退避すること。

受け口、追い口、つるを適切につくるとともに、くさびを用いて立木が確実に伐倒方向に倒れるようにすること。

24-5



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-6	九州	西都 児湯	造林	活用型	H25.1.24	男	51	森林作業道作 設作業及び支 障木伐倒作業

【災害概要】

当日、被災者は森林作業道の支障木伐倒作業に、同僚は森林作業道作設作業に従事していた。

同僚は10時20分頃、被災者の姿が見えないので、機械から降りて周辺を探したところ、スギ伐倒木Aの下敷きになっている被災者を発見した。直ちに現場から携帯電話で会社に災害発生連絡を行い、救急車を要請するとともにスギ伐倒木Aを玉切りし被災者を救出した。

11時15分頃現場に着いた救急隊員は、既に心肺停止であったことから防災ヘリを要請し、林道までフォワーダで搬送した後到着していた防災ヘリに収容し病院へ搬送され、12時30分に医師により死亡が確認された。

現地の状況から、被災者は森林作業道開設の支障となるスギ立木Bを伐倒したところ**かかり木**となったが、次の伐倒に支障がなかったことから、スギ立木C、スギ立木Dの順に伐倒し、この2本とも**かかり木**となった。スギ立木Aは、予定した方向より若干山側へ倒れ、広葉樹立木Eの枝に梢端部がかかるとともに、かかり木となっているスギDの上に乗った状態になったと推定される。

その後、被災者は、燃料、工具を置いた所へ移動中、何らかの原因により広葉樹立木Eの枝に**かかっていたスギ伐倒木Aがはずれ、下敷き**になって被災したものと推定される。

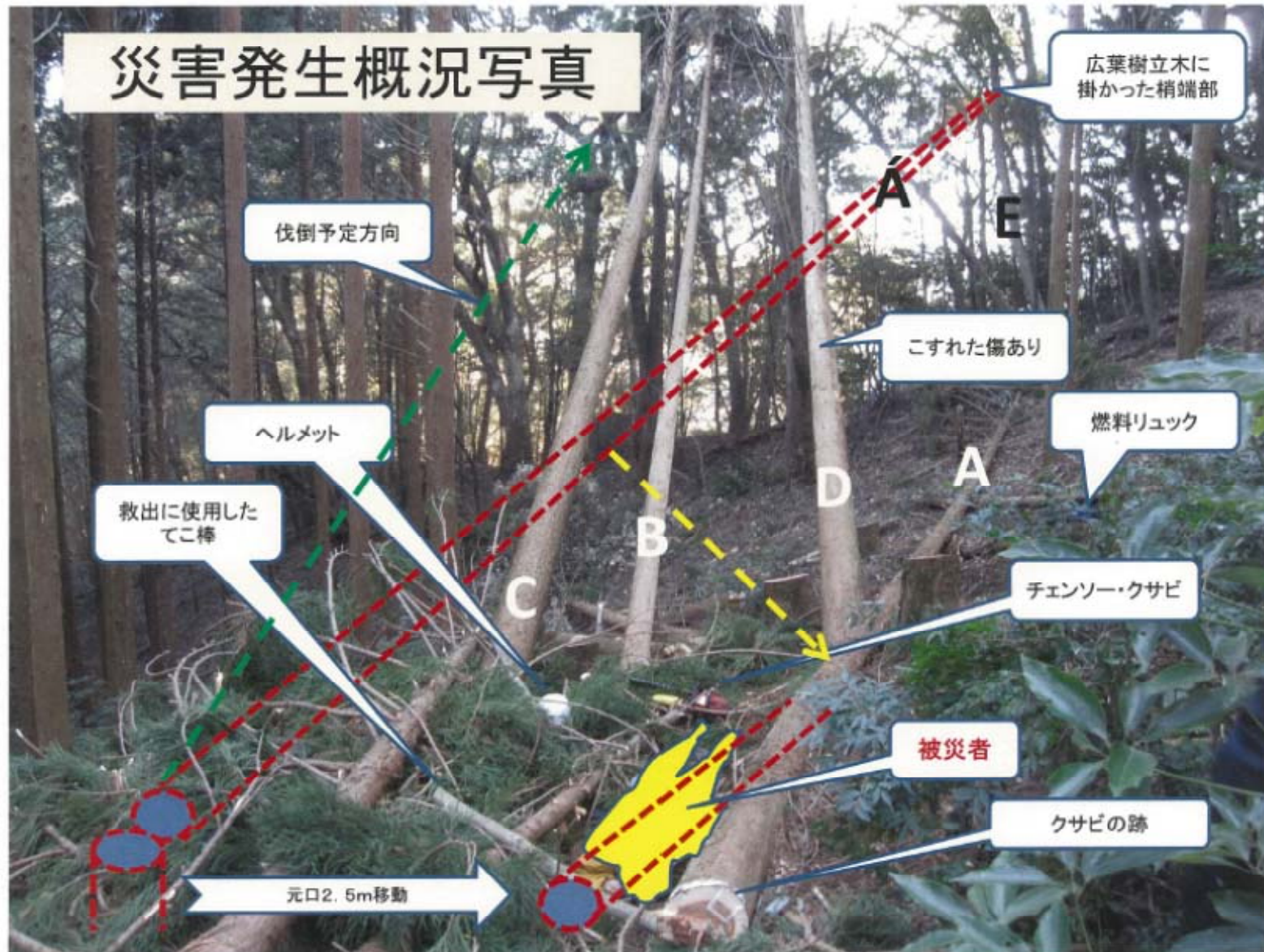
【災害の原因・留意事項】

かかり木を放置したまま、危険区域内で作業を行ったこと。

かかり木は速やかに処理すること。やむを得ず一時的に放置する場合は、標識の掲示や縄張り等の措置を講じ、処理が完了するまで立ち入らないこと。

かかり木は、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に則して、適切な機械器具を使用して処理すること。浴びせ倒し等の禁止事項は絶対に行わないこと。

24-6



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-7	北海道	網走 中部	立木 販売		H25.1.30	男	59	伐倒・集材 作業

【災害の概要】

当日は、被災者と同僚2名（A、B）で伐倒・集材作業に従事していた。

12時10分頃、被災者が昼食時になっても下山してこないことから、同僚AとBが作業地に探しに行ったところ、被災者が倒れているのを発見した。声をかけたが意識がなかった。また、現場にはチェーンソーと割れた保安帽が落ちていた。

12時40分頃、同僚Aが会社の担当部長に連絡。12時45分頃、担当部長が消防本部に救急車を要請。13時50分頃、スノーモービルが災害現場に到着し、救急隊員・医師により被災者の救護にあたる。

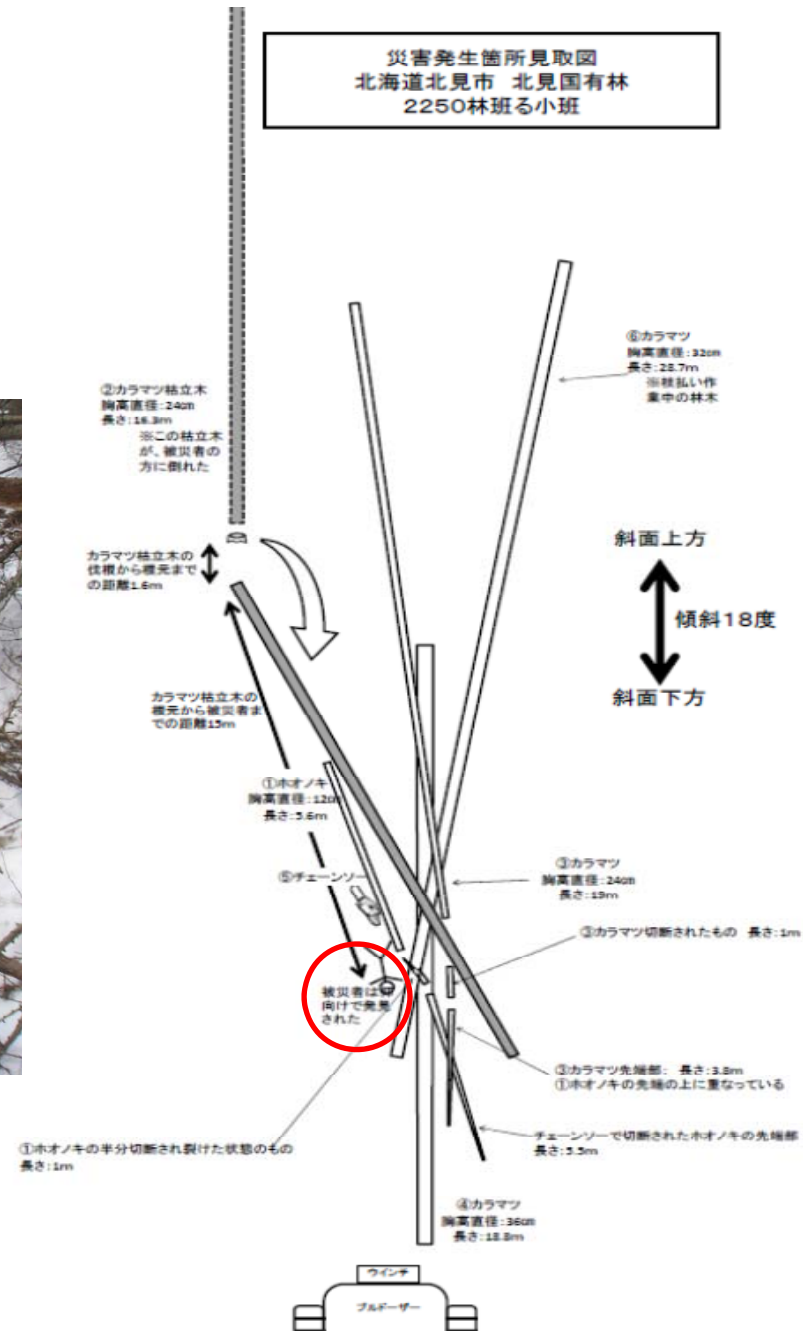
14時15分頃、被災者を収容し、スノーモービルで災害現場から登山口の救急車に向かう。14時40分頃、救急車に被災者を収容し、15時00分頃、救急車が病院に到着。15時15分に医師により被災者の死亡が確認された。

現地の状況から、被災者がカラマツの枝払い作業中に、斜面上方にあったカラマツ**枯損木が何らかの原因で被災者に向かって倒れ、その後頭部に当たり**受災したものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

枯損木は、特殊な場合を除き必ず事前に処理すること。

24-7



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-8	四国	安芸	その他		H25.2.8	男	64	トラック運搬 (荷卸し)

【災害の概要】

当日、被災者はトラック運搬作業に従事していた。

被災者は、スギ材10m3程度を積んで、土場へ8時10分頃到着し、材の荷卸し作業に着手した。

8時20分頃トラック反対側にいた市場職員は、トラックから積み荷が落ちる音を聞いたので、荷卸し側へ行ったが、被災者の姿が見えないため周囲を確認したところ、落ちた積み荷の下敷きになっている被災者を発見した。

被災者を発見した市場職員は直ちに会社へ災害の発生を連絡し、併せて署へ災害発生の第一報を連絡した。

8時30分頃、消防、警察が土場へ到着し被災者の救助を開始し、9時00分頃被災者を救出した。

9時3分頃病院に到着し、9時7分に医師の診断により死亡が確認された(死亡推定時刻は8時20分頃)。

現地の状況から、被災者は、荷卸し側(運転席側)前方から後方へ向かいアームの安全ピン(ロックピン)を外して、助手席側から後方の2つのロックレバーを解除した際に、運転席側最後方の安全ピン(ロックピン)が抜けていないことに気づき(抜き忘れたか、十分に抜ききれていなかったかは不明)、ハンマーで**安全ピン(ロックピン)を取り外したところ、積荷が落下し下敷き**になったものと推定される。

【災害の原因・留意事項】

機械・器具等を使用する場合は、使用方法を確認のうえ、正しい手順で作業を行うこと。

フォワーダ運搬、トラック運搬等荷役作業において、積荷が落下する恐れがある場合は、危険区域内に立ち入らないこと。

24-8



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
24-外1	東北	三陸 北部	立木 販売		H24.4.19	男	73	伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は、薪炭共用林契約箇所に着後、一人で自家用薪を生産するため伐倒作業を行っていた。

現場の状況から、被災者は傾斜45度の斜面にある**大径の切り株の上で、萌芽していた広葉樹①を伐倒したが、**つるがらみの状況から浮いた状態になった。さらに隣接し同様に萌芽していた広葉樹②を伐倒したとき、つるの影響から伐倒方向が変化し、広葉樹②が広葉樹①にぶつかって、**広葉樹①が被災者に当たり**、切り株の二股部分にうつ伏せの状態に挟まれて被災したものと推定される。

先端につるがからんだ広葉樹①の上に広葉樹②が覆いかぶさっていたことから、被災者は広葉樹①の伐倒後に広葉樹②を伐倒したものと推測される。

〈本件は、労働安全衛生法上の労働災害には該当しない。〉

【災害の原因・留意事項】

伐倒の際には退避する場所をあらかじめ選定し確実に退避すること。

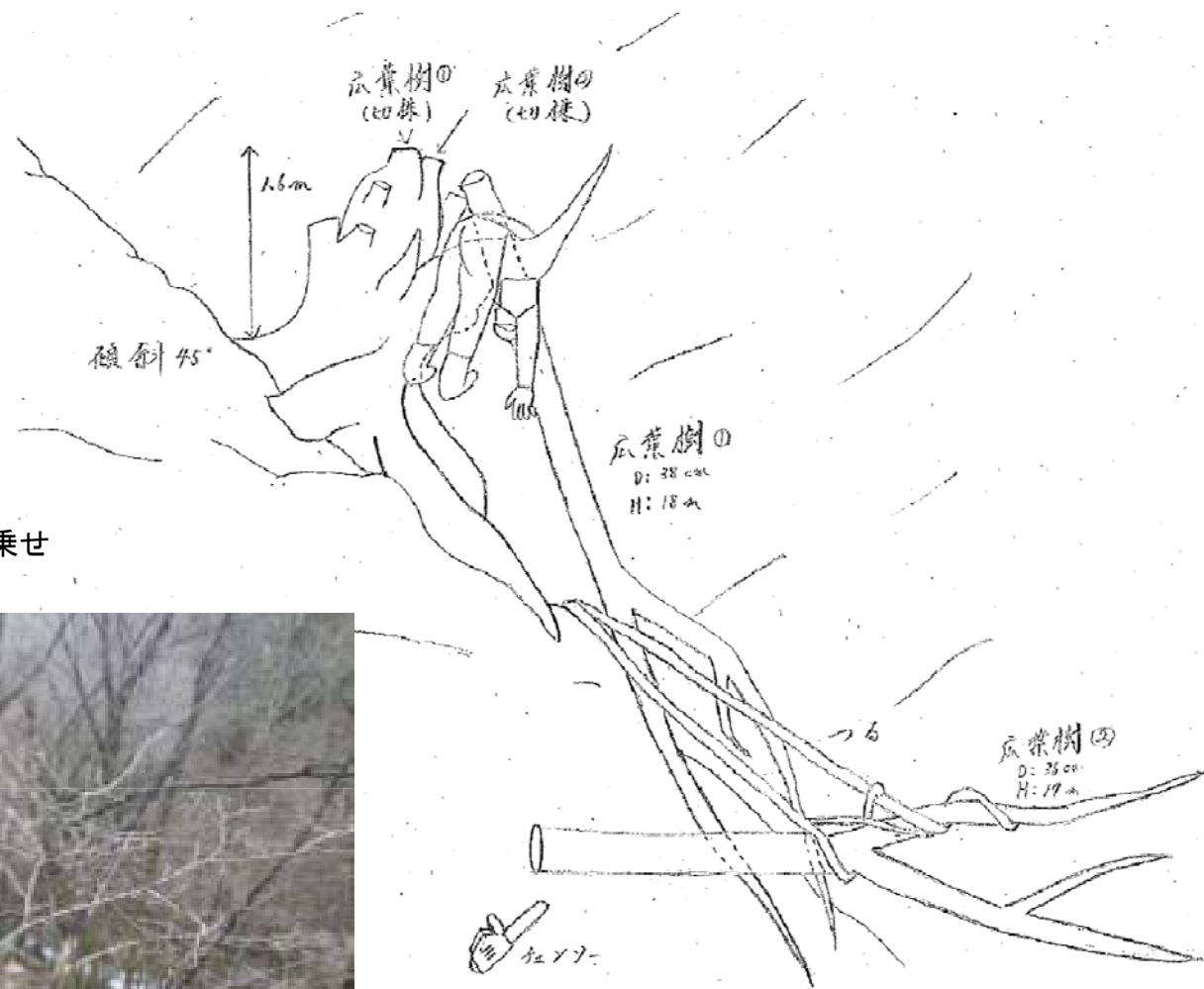
伐倒の際に危険を生ずる恐れのある、かん木、つる、浮石等は事前に除去すること。

伐木・造材の作業を行う場合は、安定した姿勢で作業ができるよう足元を整えること。

24-外1

伐倒時のイメージ

写真の腰の高さ当たりの位置に足を乗せ
伐倒したと推定される



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-1	中部	木曾	造林	天然林 受光伐	H25.5.13	男	65	伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は、同僚5名とともに天然林の伐倒作業(伐倒4名、歩道刈払2名)に従事していた。

12時10分頃、被災者が立木A(立ち枯れ木)を伐倒しようとしている姿を、同僚Aが確認した。

12時15分頃、チェーンソーの音が聞こえないので不審に思った同僚Aは、被災者が作業していた付近へ行ったところ、伐倒された立木Aの横に倒れている被災者を発見し、声をかけたが反応がなかった。同僚Aは、同じ伐区で伐倒作業を行っていた同僚Bに災害発生を連絡した。

12時30分頃、作業の状況確認に来た会社の業務部長は災害発生の報告を受け、携帯電話で消防本部に救助を要請した。14時07分、被災者をヘリに収容し病院に向い、14時40分、ヘリは病院に到着し、14時46分医師により死亡が確認された。

現地の状況から、被災者は以下②～③の間に何らかの状態**立木Aに上半身を打たれ**被災したものと推定される。

①被災者は立木B(木曾ヒノキ)の伐倒に立木Aが支障となると考えた。②被災者が立木Aを伐倒したところ、立木Aが倒れるのに伴い立木Aの伐根が根返りを起こすと同時に、立木Aの右斜め下方にある立木C(木曾ヒノキ)の枝に立木Aが当たった。③立木Aは立木Cの枝を支点として元口部が谷側に、先端部が山側に反転し、林地傾斜44度の斜面を滑り落ちた。

なお、受け口の切り込みで生じる木片、クサビの使用については現地で確認されなかった。

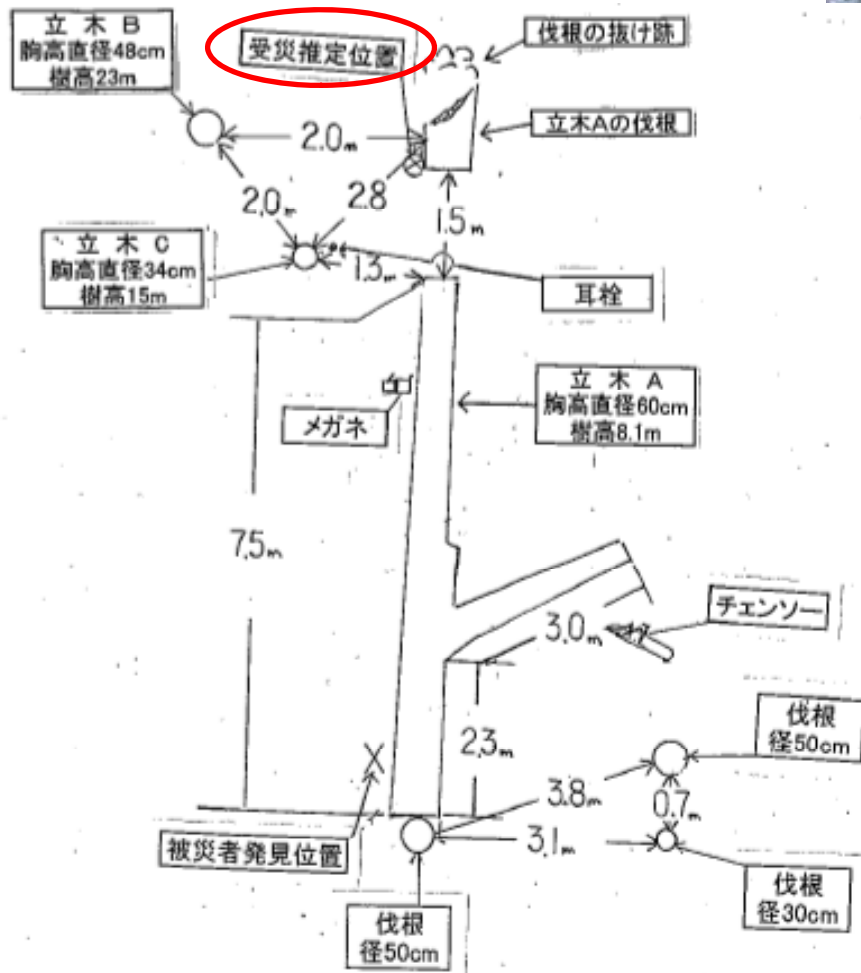
【災害の原因・留意事項】

伐倒作業においては、あらかじめ退避場所を選定し、伐倒の際に迅速に退避すること。

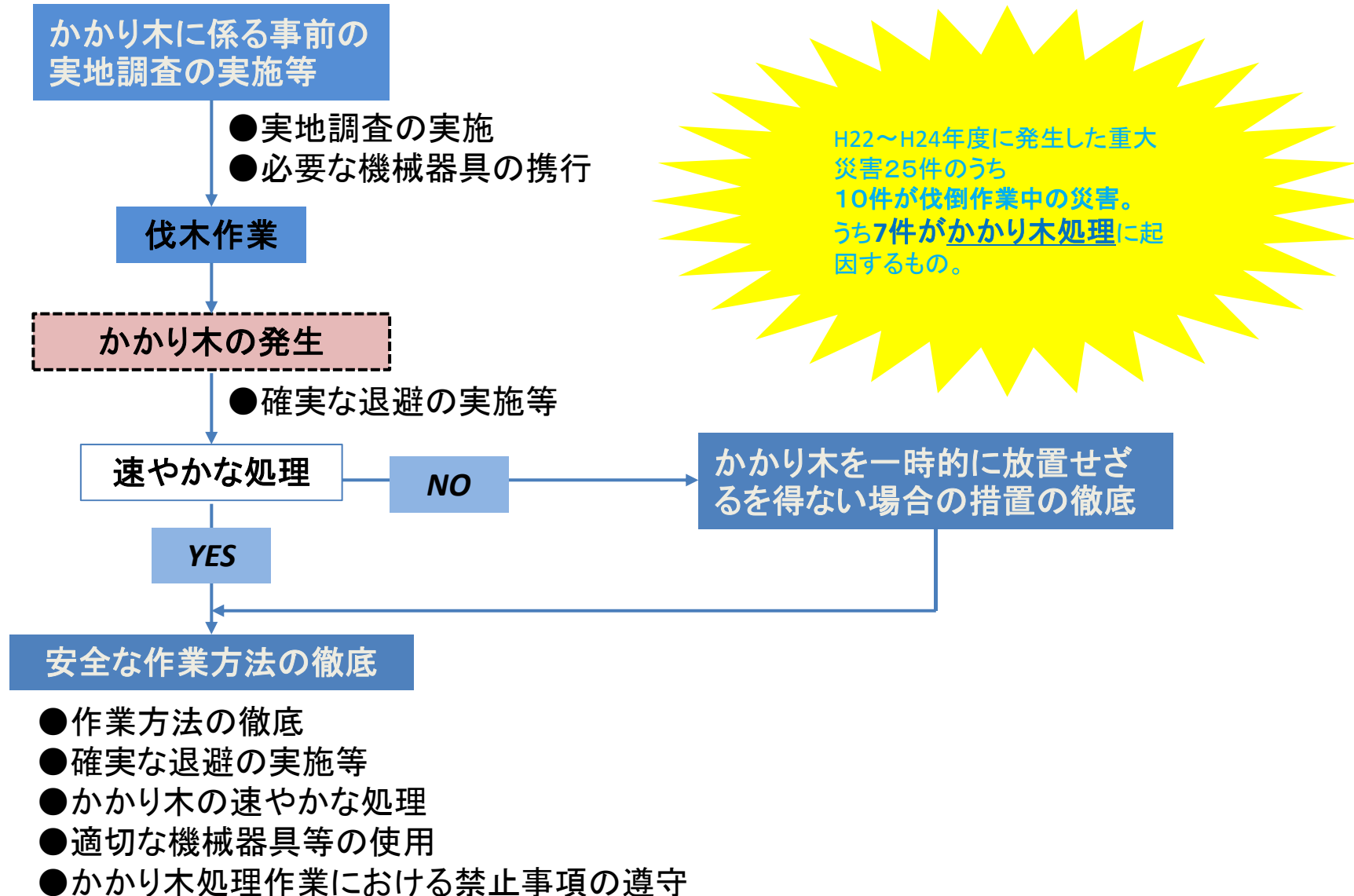
伐倒作業や退避における障害物は事前に除去しておくこと。

伐倒方向は、樹形、隣接木、地形等を考慮し、最も安全な方向を選定するとともに受け口の作成やくさびの使用等手順を遵守すること。

25-1



かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの概念図



かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン（抜粋）

・かかり木の処理の作業における**禁止事項**の遵守

- イ かかられている木の伐倒
- ロ 他の立木の投げ倒し(浴びせ倒し)
- ハ かかっている木の元玉切り
- ニ かかっている木の肩担ぎ
- ホ かかり木の枝切り

・かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に労働者等が誤って近付かないよう、**標識の掲示**、**縄張り**等の措置を講ずること。

車両系林業機械の安全対策（労働安全衛生規則等の一部改正）

車両系林業機械の安全対策

近年、林業現場では不特定な場所に自走可能な木材伐出機械の導入が進んでおり、死亡災害を含む重大な労働災害が少なからず発生している一方で、労働安全衛生法令には、これらの機械に着目した規定が定められていない。

このため、厚生労働省においては、これらの機械による労働災害を防止するため、専門家から成る「車両系林業機械の安全対策に係る検討会」の報告書を踏まえ、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規定の改正作業中。

改正作業のスケジュール

- ① パブリックコメントの実施（H25.8.13～9.11）
- ② 労働政策審議会への諮問・答申
- ③ 改正労働安全衛生規則の公布（H25.11月上旬）
- ④ 同規則の施行（特別教育に係るもの公布後1年後、その他 半年後）



高性能林業機械を含む主な林業機械の保有台数と死傷者数の推移

単位：台、人

	架線集材機械				走行集材機械				伐木機械等（伐木、造材、集積）					
	タワーヤーダ		スイングヤーダ		フォワーダ		スキッダ		ハーベスタ		プロセッサ		木材グラップル	
	保有台数	死傷者数	保有台数	死傷者数	保有台数	死傷者数	保有台数	死傷者数	保有台数	死傷者数	保有台数	死傷者数	保有台数	死傷者数
H14	186	3	194	2	581	2	165	0	394	0	895	0	2,112	16
H15	182	2	226	1	617	4	152	0	408	0	911	2	2,249	15
H16	182	0	284	4	652	0	157	0	433	0	949	0	2,289	19
H17	174	0	340	4	722	1	163	0	442	1	1,002	1	2,490	22
H18	175	1	419	5	828	4	152	0	502	0	1,042	2	2,728	24
H19	169	0	481	1	914	3	151	0	558	0	1,086	0	2,972	19
H20	166	1	574	7	990	4	138	0	633	2	1,144	1	3,117	22
H21	155	0	655	2	1,083	3	141	1	722	0	1,238	3	3,654	20
H22	148	0	708	5	1,213	5	141	0	836	1	1,312	0	3,744	20
H23	149	0	752	4	1,349	5	142	0	924	2	1,369	2	4,292	35

資料出所：第2回車両系林業機械の安全対策に係る検討会資料（H25.5.13厚生労働省）より抜粋。

注：林業機械の保有台数は、林野庁業務資料によるもので年度集計。死傷者数は、厚生労働省業務資料によるもので年集計。

林業機械の運転に従事する場合に必要な特別教育

現行の特別教育

機械集材装置^注の運転の業務

〔注：原木等を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備。〕

該当する主な林業機械

- ・ 機械集材機
- ・ 自走式搬器
- ・ タワーヤーダ（空中運搬）



新たな特別教育（平成26年10月施行予定）

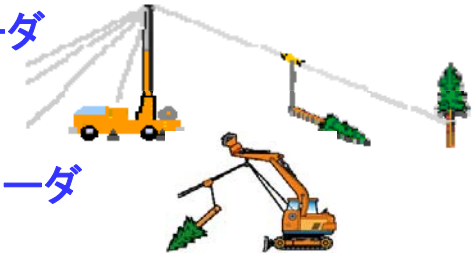
簡易架線集材装置^{注1}の運転又は 架線集材機械^{注2}の運転の業務

〔注1：集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備。〕

〔注2：原木等を巻き上げることにより運搬する機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの。〕

該当する主な林業機械

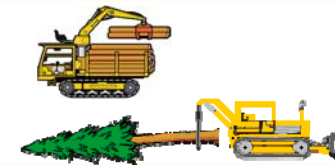
- ・ タワーヤーダ
- ・ スイングヤーダ



走行集材機械^注の運転の業務

〔注：車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの。〕

- ・ フォワーダ
- ・ スキッド



伐木機械等^注の運転の業務

〔注：伐木、造材、集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの。〕

- ・ ハーベスタ
- ・ プロセッサ
- ・ 木材グラップル



林業事業者の登録・評価制度について

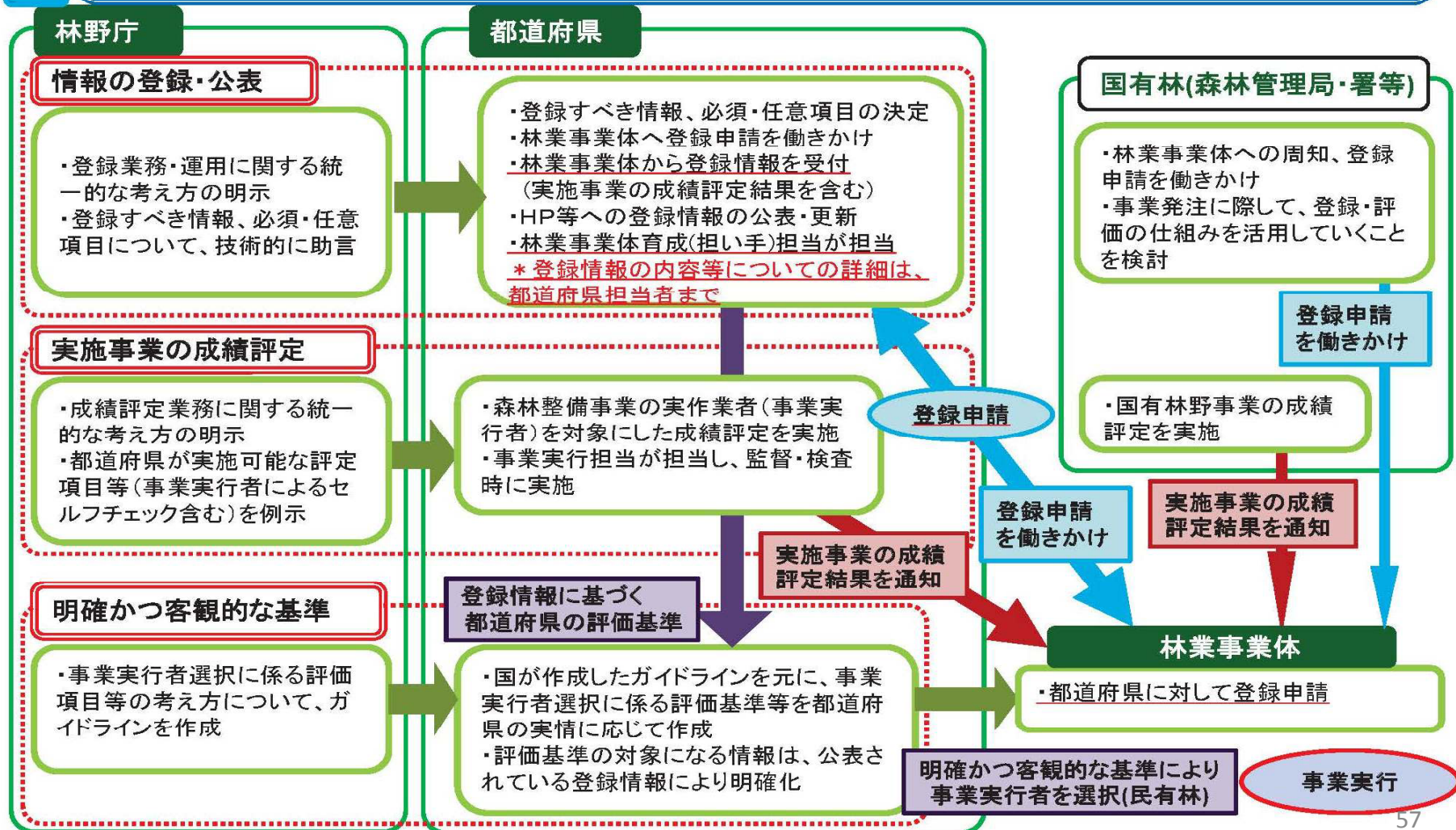
- ・平成22年11月30日に取りまとめられた「森林・林業の再生に向けた改革の姿」に基づく取り組み
- ・林業事業者間の公平・公正な競争を通じた森林整備の品質や効率的な事業実施の確保
- ・事業発注者が林業事業者の登録情報を基に、客観的でわかりやすい基準によって事業実行者を選択できる仕組み（イコールフットイング）
- ・各府県の取り組みが進めば、国有林野事業における入札参加資格の要件として追加
- ・取り組み状況の確認（林野庁ホームページ）
分野別情報 → 林業事業者の登録・評価の仕組みについて

林業事業体の登録・評価制度について

林業事業体の登録・評価(イコールフットイング)の仕組みの運営

目的

- ・林業事業体間の競争を通じた森林整備の品質や効率的な事業実施の確保、補助事業の適正な執行管理
- ・登録情報の公表により事業実行者の選択結果・理由の透明性を確保し、森林所有者等の信頼性を確保



間伐事業における民間競争入札の実施について

- ・民間競争入札による複数年契約を導入し、民有林の模範となる集約的な間伐の実施
- ・入札参加事業者から提案された創意工夫により、広域的・長期的観点から、より効率的な路網の整備・間伐の実行が可能
- ・複数年に渡る受注量の確保で、事業者の経営基盤の安定、雇用安定につながる
- ・年度当初からの事業着手が可能で、木材供給の平準化に寄与
- ・これまでの導入箇所
平成23～25年度 岡山署 古谷国有林
平成24～26年度 兵庫署 畑ヶ平国有林
平成25～27年度 岡山署 用郷山国有林外
- ・今後のスケジュール
12月頃 実施要項案のパブリックコメント
(平成26年度分)
1月頃 実施要項の審議・制定
3月以降 入札公告開始